

# 第2期 標津町自殺対策計画

令和6年度～令和10年度

令和6年3月

標 津 町

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨等

---

1. 計画策定・見直しの趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の数値目標	4
5. 第1期計画の評価について	5

## 第2章 標津町における自殺の実態

---

1. 自殺者数・自殺死亡率の推移	6
2. 性・年代別の状況	7
3. 職業別の状況	8
4. 標津町の主な自殺の特徴	8

## 第3章 いのちを支える自殺対策における取組み

---

1. 基本施策	9
2. 生きる支援の関連施策	10

## 第4章 自殺対策の推進体制

---

1. 自殺対策組織の関係図	17
2. 標津町いのちを支える庁内連絡会議	17
3. 標津町いのちを支える地域ネットワーク会議	18

## <参考資料>

---

1. 標津町いのちを支える庁内連絡会議設置要綱	20
2. 標津町いのちを支える地域ネットワーク会議設置要綱	22
3. 標津町版SDGs～自治体SDGsの取組み推進について～	24
4. 自殺対策基本法	26
5. 自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）	31

## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1. 計画策定・見直しの趣旨

- 我が国の自殺者数は、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で状況に変化が生じています。令和2年には特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。我が国の自殺死亡率は、G7諸国の中で最も高く、自殺者数も毎年2万人を超える水準で推移していることから、非常事態はまだ続いています。  
本町においては、平成28年から令和2年の5年間で5人の尊い命が失われています（厚生労働省「人口動態統計」）。
- 平成28年3月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念として明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、「地域自殺対策計画」を策定することとされました。
- 今後は、地方公共団体で策定・見直される地域自殺対策計画が、当該地域の自殺対策の牽引役となることが期待されます。当該地域における全事業の中から「生きる支援」に関連する事業を総動員して、つまり既存の事業を最大限活かす形で見直された地域自殺対策計画は、全庁的な取組として当該地域の「生きることの包括的な支援（＝自殺対策）」を推進する力となります。
- 令和4年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」において、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。
- 以上の背景のもと、自殺総合対策の基本方針として、以下の5点を踏まえながら本計画を見直します。

#### **（1）生きることの包括的な支援として推進**

世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策は一人

ひとりの生活を守るという姿勢で展開します。この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものです。

失業や多重責務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進因子（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進します。

## （2）関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

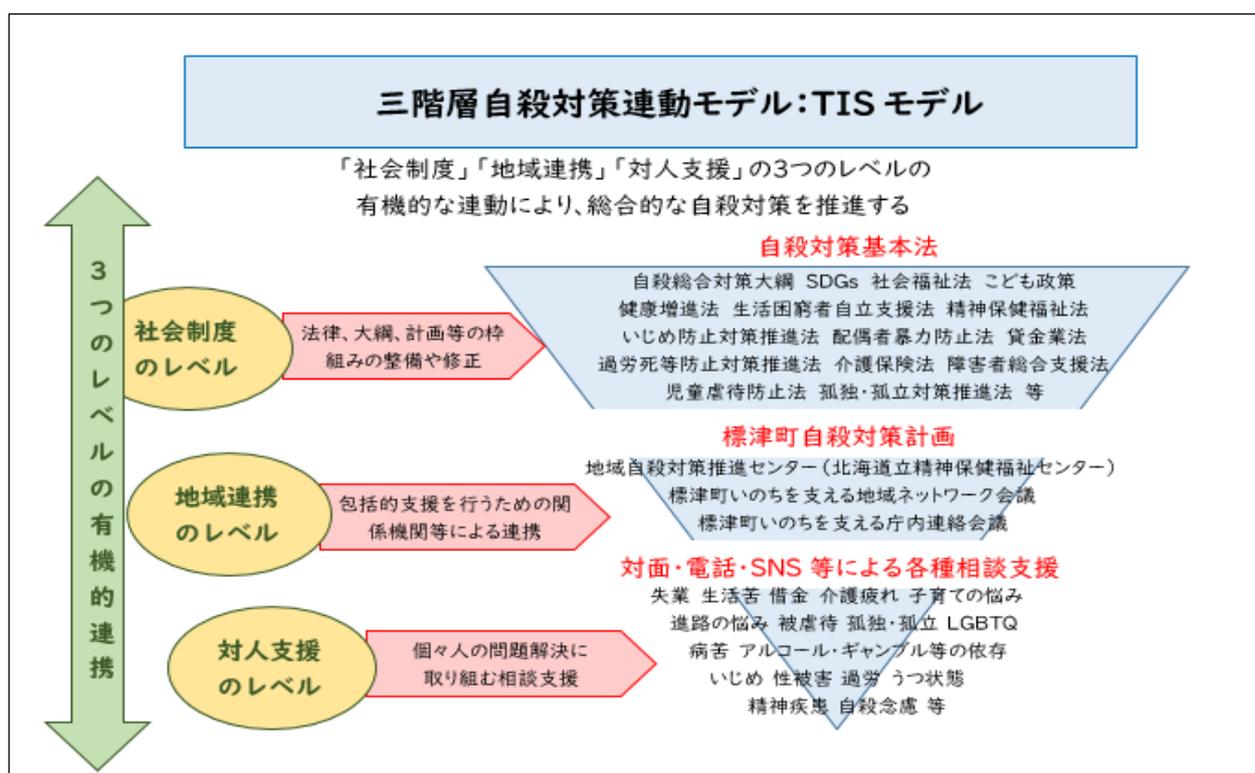
自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにし自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な支援を含む包括的な取り組みが重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

とりわけ、「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度などと連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、孤独・孤立対策等が重要となります。

## （3）対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」のそれぞれで強力に、かつ総合的に推進することが重要です。

【図表1】三階層自殺対策連動モデル（いのち支える自殺対策推進センター資料改変）



#### **(4) 実践と啓発を両輪として推進**

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的な普及啓発が重要です。また、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

#### **(5) 国・地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割の明確化と**

##### **その連携・協働の推進**

それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要になります。

##### **【町】**

町の状況に応じた自殺対策計画を策定し、町民一人ひとりの身近な行政主体として、国・道と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進します。

##### **【関係団体・民間団体】**

それぞれの活動内容の特性等に応じて、積極的に自殺対策に参画することが求められます。

##### **【町民】**

自殺対策の重要性に対する理解と関心を深め、自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組むことが期待されます。

## **2. 計画の位置づけ**

---

- 本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、本町の状況に応じた自殺対策を進めるために策定する市町村自殺対策計画です。
- 本計画は、第2期標津町健康増進計画（令和6年3月策定）との調和を図ります。
- 将来にわたって持続する地域づくりを目指すSDGs（持続可能な開発目標）の理念は、本町の各種施策と考え方が同じです。町では2030年までに達成すべき具体的な目標として国連で採択された17の目標を「標津町版」に置き換え、主要事業を「標津町版SDGs」の観点から見つめ直し、改善を図ることで持続する地域づくりを目指しています。

本計画は、「標津町版SDGs」の達成に向けた施策としての意義も持ち合わせており、「標津町生きることの包括的な支援に資する庁内事業（P.11～P.16）」は次のとおりに分類されます（各事業とも目標の重複あり）。

社会								環境					経済			その他
1 健康を 立てよう	2 健康を 増進せよ	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	16 平和と公正を すべての人に	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 気候変動に 適応しよう	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 保とう	15 陸の豊かさを 保とう	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と資源消費の 変革をつこう	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
33	3	88	34	6	43	25	8	2	2	1	1	0	7	3	2	1

### 3. 計画の期間

- 本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

### 4. 計画の数値目標

#### (1) 自殺死亡率

- 国の自殺総合対策大綱における「自殺対策の数値目標」は令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとしています。
- また、道においては、全国の数値目標と同様、平成28年と比較して、令和9年までに30%以上減少させることを目標としています。
- 本町においては、国、道の目標を踏まえ、第1期計画では令和10年までに自殺死亡率を30%以上減少させることを目標としました。

数値目標は、人口規模が小さく自殺者数が少数であり、その年による増減もある本町の状況を勘案の上、第1期計画では直近5年間（平成23年～平成27年）の自殺死亡率の平均と比較して、令和10年までに30%の減少である自殺死亡率22.4以下を目標値としましたが、中間値で既に目標値を下回りました。但し、依然として国・道の自殺死亡率を上回っていることから、道の令和2年の自殺死亡率17.0を新たな目標値として設定します。

	平成30年（現状値） （平成23年～ 27年の平均）	令和5年（中間値） （平成28年～ 令和2年の平均）	令和10年（目標値） （直近5年間の平均）
自殺死亡率 （人口10万対）	32.0	19.7	17.0以下 （第1期22.4以下）

（厚生労働省「人口動態統計」）

## (2) 自殺者数

- 自殺死亡率の目標値である30%以上の減少を考慮し、人口の減少も勘案の上（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を参考）、第1期計画では令和10年までに直近5年間の自殺者数を5人以下とすることを目標としました。  
しかし、中間値で既に目標値を達成したことから新たな目標値を3人以下とします。

	平成30年（現状値） （平成23年～27年）	令和5年（中間値） （平成28年～令和2年）	令和10年（目標値） （直近5年間の平均）
自殺者数	9人	5人	3人以下 （第1期5人以下）

（厚生労働省「人口動態統計」）

## 5. 第1期計画の評価について

- 第1期計画では、基本施策及び生きる支援の関連施策として、合わせて141事業を掲げ、それぞれの担当課で自殺対策が「生きることの包括的な支援」であるという視点をもって取り組みました。
- 各事業の進捗度評価を実施したところ、「予定通り実施できた」と「おおむね実施できた」を合わせて約95%が実施できたという結果であり、殆どの事業に取り組みました。（図表2）

一方、「不十分であった」「実施できなかった」事業の主な理由は、新型コロナウイルス感染症予防対策によるものです。新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日から「5類感染症」に移行したことから、今後は地域の感染状況等を見ながら取り組めるものが増えると考えます。

【図表2】進捗度評価（令和4年度）

進捗度評価区分／事業数	事業数	割合(%)
当初の予定通り実施できた ◎	84	59.6
おおむね実施できた ○	49	34.8
実施は不十分だった △	3	2.1
実施できなかった ×	5	3.5
合計	141	100.0

## 第2章 標津町における自殺の実態

### 1. 自殺者数・自殺死亡率の推移

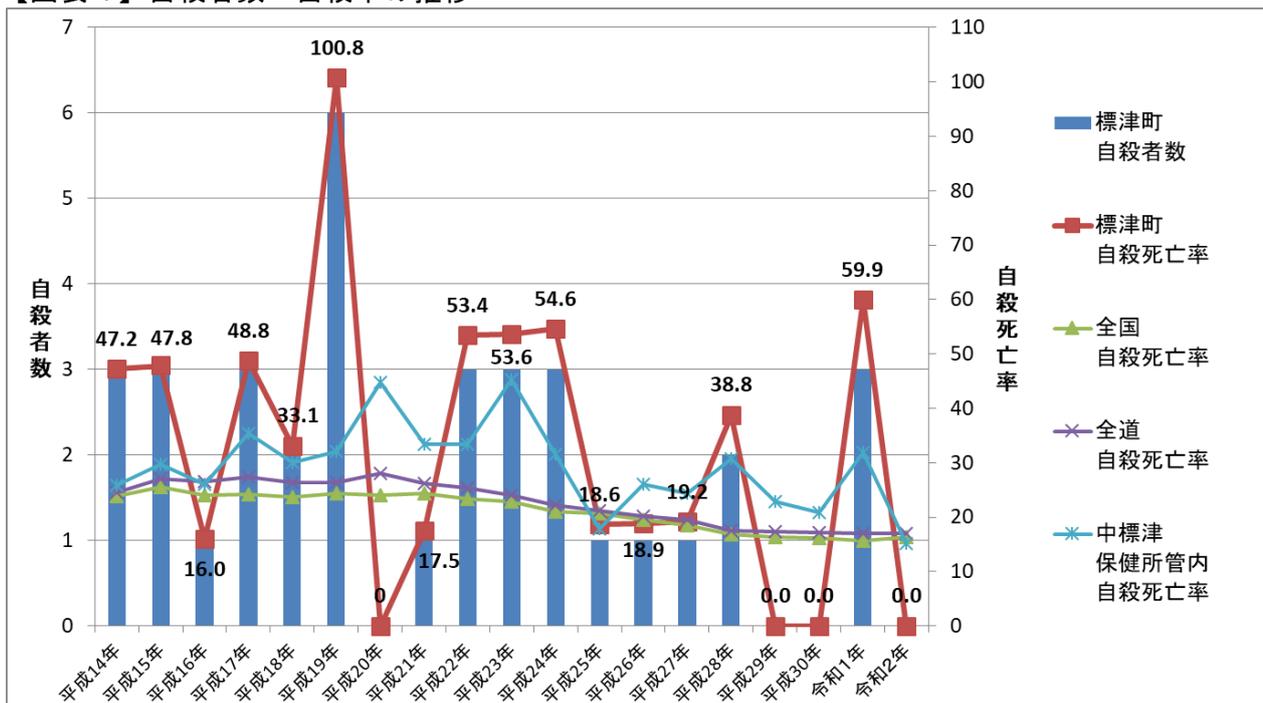
人口動態統計（日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上）では、本町の自殺者数は、平成19年をピークに年間0人～3人で推移しています。自殺死亡率（人口10万対）は複数の自殺者数となると、全国、全道を大きく上回ります。（図表3、4）

【図表3】自殺者数・自殺率の推移

	標津町 自殺者数	標津町 自殺死亡率	全国 自殺死亡率	全道 自殺死亡率	中標津 保健所管内 自殺死亡率
平成14年	3	47.2	23.8	24.6	25.9
平成15年	3	47.8	25.5	27.1	29.7
平成16年	1	16.0	24.0	26.5	26.0
平成17年	3	48.8	24.2	27.3	35.4
平成18年	2	33.1	23.7	26.4	30.0
平成19年	6	100.8	24.4	26.3	32.1
平成20年	0	0	24.0	28.0	44.7
平成21年	1	17.5	24.4	26.2	33.3
平成22年	3	53.4	23.4	25.4	33.3
平成23年	3	53.6	22.9	24.0	45.2
平成24年	3	54.6	21.0	22.2	31.5
平成25年	1	18.6	20.7	21.2	17.9
平成26年	1	18.9	19.5	20.1	26.1
平成27年	1	19.2	18.5	19.5	24.3
平成28年	2	38.8	16.8	17.5	30.7
平成29年	0	0.0	16.4	17.3	22.8
平成30年	0	0.0	16.1	17.2	20.9
令和1年	3	59.9	15.7	17.0	31.9
令和2年	0	0.0	16.4	17.0	15.1

（図表3、4  
厚生労働省「人口動態統計」）

【図表4】自殺者数・自殺率の推移



\* 標津町・中標津保健所管内は平成19年まで釧路根室地域保健情報年報、平成20年から北海道保健統計年報参照  
 \* 全国・全道は厚生労働省人口動態統計参照  
 \* 自殺死亡率は人口10万人当たり

## 2. 性・年代別の状況

自殺統計（警察庁集計：外国人も含め、発見地を基に自殺死体発見時点で計上）では、平成29年～令和3年の本町の自殺者は4人おり、全員が男性4人でした。（図表5）

【図表5】性・年代別の自殺者数（平成29年～令和3年）

（自殺統計 住居地）

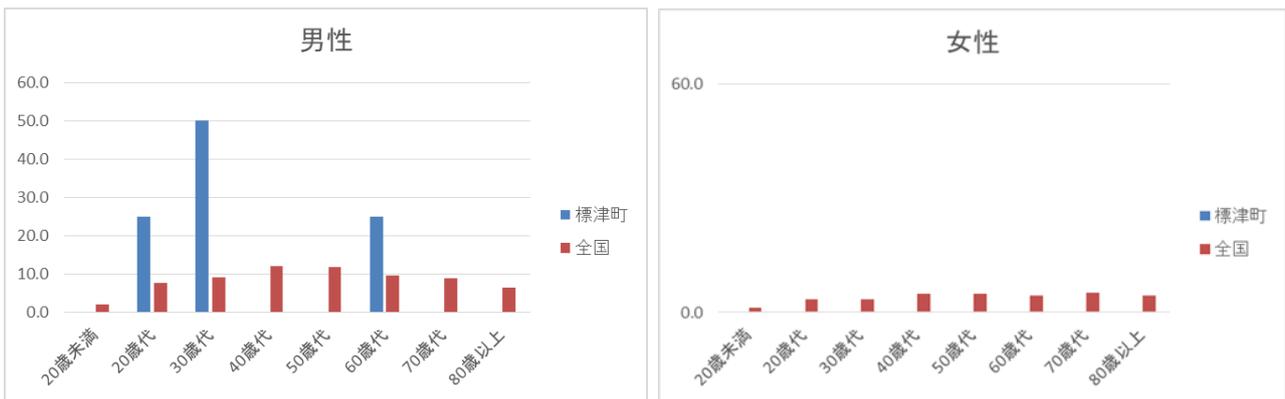
区分	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上	不詳	計
男性	0	1	2	0	0	1	0	0	0	4
女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	2	0	0	1	0	0	0	4

（いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023年更新版」）

年代別の自殺者割合（全自殺者に占める割合）は、20歳代25.0%、30歳代50.0%、60歳代25.0%となっています。（図表6）

【図表6】性・年代別の自殺者割合（平成29年～令和3年）

（自殺統計 住居地）

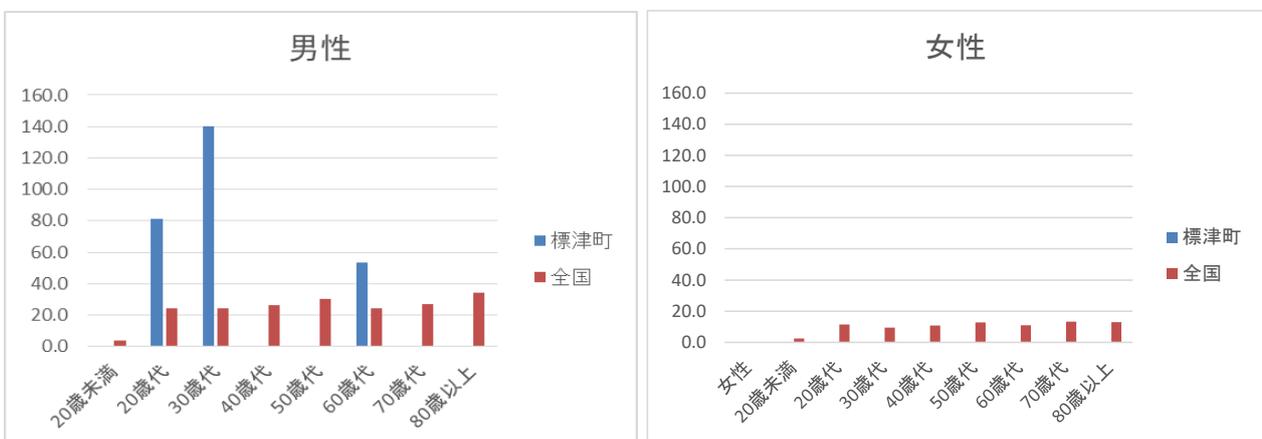


（いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023年更新版」）

各年代の自殺死亡率は、全国を大きく上回っています。（図表7）

【図表7】性・年代別の自殺死亡率（人口10万対）（平成29年～令和3年）

（自殺統計 住居地）



（いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023年更新版」）

### 3. 職業別の状況

平成 29 年～令和 3 年の自殺者 4 人のうち、有職者は 3 人であり、職業を見ると 1 人は「自営業・家族従業員」、2 人は「被雇用者・勤め人」となっています。(図表 8)

【図表 8】有職者の自殺の内訳（平成 29 年～令和 3 年合計）（自殺統計 住居地）

自殺者	有職	無職
4	3	1



職業	自殺者数	割合	全国割合
自営・家族従業員	1	33.3	17.5
被雇用者・勤め人	2	66.7	82.5
合計	3	100	100

(いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023 年更新版」)

### 4. 標津町の主な自殺の特徴

平成 29 年～令和 3 年、過去 5 年間の自殺者数 4 人について、「性別」「年齢別」「職業の有無」「同居の有無」の自殺者数や自殺死亡率等を集計した資料によると、本町の自殺の特徴は図表 9 となりました。順位は自殺死亡率の高い順となっています。

本町は人口規模が小さく年間の自殺者数が少ないため、自殺者数 1 人の増減で地域の自殺の特性が変わると示されており、自殺の特徴や特性を明瞭にすることは難しい状況ですが、この 5 年間では若い年代の自殺者が多い実態にあります。

【図表 9】主な自殺の特徴（平成 29 年～令和 3 年合計）（自殺統計）

	自殺者数 (5年間計)	割合	自殺死亡率 (人口10万対)
1位 男性 20～39歳 無職 同居	1	25.0	811.8
2位 男性 20～39歳 有職 独居	1	25.0	146.6
3位 男性 20～39歳 有職 同居	1	25.0	64.0
4位 男性 60歳以上 有職 同居	1	25.0	51.8

(いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023 年更新版」)

### 1. 基本施策

「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に実施する事が望ましいとされている項目（基本パッケージ）を踏まえて対策を講じます。

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策（＝生きることの包括的な支援）を庁内及び関係機関と連携・協働する仕組みを構築しネットワークの強化を図ります。

（主な取組）

- ①標津町いのちを支える庁内連絡会議の開催（保健福祉センター）
- ②標津町いのちを支える地域ネットワーク会議の開催及び構成機関との連携（保健福祉センター） など

#### (2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、気づき、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る人材としてゲートキーパー（\*）を養成します。

（主な取組）

- ①ゲートキーパー養成研修の実施（保健福祉センター）
  - ・第1期計画期間に養成した各団体内の未受講者
  - ・上記以外の各種団体
- ②人材の育成に活用できる研修や講習会について情報提供（保健福祉センター）  
など

\*ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることが出来る人のことで、「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

#### (3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが適当であるということが、共通認識となるように、普及啓発を行います。また、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ見守っていくという町民一人ひとりの役割等についての理解を促進します。

(主な取組)

- ①自殺予防週間（9月10日～16日）の啓発活動（保健福祉センター）
- ②自殺対策強化月間（3月）の啓発活動（保健福祉センター）
- ③パンフレット等の作成・配布（保健福祉センター・消防署） など

(4) 生きることの促進要因への支援

失業や多重債務、生活苦などの「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やす取組を行います。

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応などの心の健康の保持・増進が図られるようにします。

(主な取組)

- ①精神保健福祉相談をはじめ、各保健事業実施の際に相談対応を実施（保健福祉センター）
- ②保健、医療、福祉など関係機関間で連携し、町民が適切な精神保健福祉サービスを受けられるように調整（保健福祉センター・病院）
- ③生きる支援を実践している支援者への支援の実施（研修受講・健診受診・ストレスチェックなどの機会を職員に提供）（総務課・消防署） など

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につける為の教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やす取組を行います。

(主な取組)

- ①不安や悩みをいつでも相談できる体制づくり（教育委員会）
- ②一人一台端末を活用して生徒の悩みを把握（教育委員会） など

## 2. 生きる支援の関連施策

---

本町において既に行われている様々な事業を自殺対策と連携して実施するために「生きる支援の関連施策」として推進していきます。

標津町生きることの包括的な支援に資する庁内事業（基本施策および生きる支援の関連施策） 一覧

連番	施策区分	担当部署	番号	17の目標	事業名	事業概要	担当	1. 基本施策					2. 生きる支援の関連施策	
								① 地域におけるネットワークの強化	② 自殺対策を支える人材の育成	③ 住民への啓発と周知	④ 生きることの促進要因への支援	⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育		
1	全庁		1		町ホームページによる情報発信	各担当部署毎に町ホームページにて啓発活動を行う。	各担当部署			●				
2	保健・医療・福祉	保健福祉センター	1		健康ポイント事業	健診及び運動関係事業に参加して一定ポイント以上を獲得することで、町から報償品が賞与される。参加者と接する際に自殺対策の視点も踏まえた対応の強化をしていく。	管理・保健予防担当						●	
3			2		ひまわり温泉管理運営	自宅に入浴設備のない高齢者の生活支援として温泉の管理運営を実施。保健福祉センターと隣接しているため、高齢者の相談の取次ぎなどを行う。	管理・保健予防担当						●	
4			1		庁内におけるネットワークの強化	庁内連絡会議を年1回以上開催するとともに、事業の進捗管理を実施する事で自殺対策に関する意識の醸成を図る。	健康推進担当	●						
5			2		地域におけるネットワークの強化	標津町いのちを支える地域ネットワーク会議の開催及びネットワーク構成機関へ適宜情報提供を行い、地域における支援体制の強化を図る。	健康推進担当	●						
6			3		様々な職種を対象とする研修	ゲートキーパー研修会の他、メンタルヘルスに関する研修会を実施する。	健康推進担当		●					
7			4		自殺予防パンフレット等の配布	第2期計画策定に合わせてパンフレットを全戸配布する等、自殺予防に関する啓発を行う。	健康推進担当			●				
8			5		母子保健 (母子健康手帳・妊産婦健康診査受診票の交付・妊婦保健指導)	妊婦に母子健康手帳および健診受診票を交付する。2回(前期・後期)の面接時に、妊婦本人や家族の状態を把握し、問題があれば関係機関に繋げる等、自殺対策の視点も踏まえた対応の強化を図ることができる。	健康推進担当 管理・保健予防担当 栄養指導担当				●			
9			6		母子保健 (新生児および妊産婦訪問指導)	児の成長発達を確認し、児の順調な発育発達を促し、育児不安を軽減させて安心して育児に取り組めるよう支援する。また必要に応じて関係機関と連携して支援する。	健康推進担当 管理・保健予防担当				●			
10			7		母子保健 (乳幼児健康相談・健康診査・健康教育・訪問指導)	全対象者に漏れなく支援を実施し、養育困難等があれば関係機関と連携を取りながら、安心して育児に取り組めるよう支援する。	健康推進担当 管理・保健予防担当 栄養指導担当				●			
11			新規	8		母子保健 (産後ケア事業)	退院後の母子に対して宿泊または日帰り、アウトリーチにより心身のケア等を行い、安心して育児に取り組むことができるようにする。	健康推進担当 管理・保健予防担当				●		
12			9			成人への健康相談・健康教育・訪問指導	保健師・管理栄養士・歯科衛生士による健康相談・健康教育等を実施し、生活習慣病の予防・健康増進等を図る。成人期は精神面に影響を及ぼすライフイベントが生ずる時期でもあり、自殺対策の視点を踏まえながら必要に応じて関係機関との連携を図る。	健康推進担当 管理・保健予防担当 栄養指導担当				●		
13			10			高齢者への健康相談・健康教育・訪問指導	各地区の老人クラブ等において、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による健康相談・健康教育等を実施し、高齢者が自らの生活習慣・健康状態を振り返り、自分で健康管理が出来るよう支援するとともに、自殺対策の視点も踏まえた対応を行うよう留意する。	健康推進担当 管理・保健予防担当 栄養指導担当				●		
14			新規	11		精神保健対策(普及啓発及び精神保健相談事業) <自殺予防対策事業を除く>	メンタルヘルスに関する普及啓発事業とともに、相談対応の実施	健康推進担当				●		
15			12			特定健診・若者健診・後期高齢者健診・健康診査・がん検診等の健診事業	健診受診・健診結果説明会・保健指導を通じて生活習慣病等の発症予防・重症化予防を図る。健診受診者を増やす事で、町民との接点が増えるため、自殺対策の視点も踏まえながら対応する。	健康推進担当 管理・保健予防担当 栄養指導担当				●		
16			1			子ども・子育て支援事業	子育てに関する各種事業を実施するにあたり、必要な事務を行う。	子育て支援担当						●
17			2			出産祝金支給事業	次代を担う子どもの出産奨励や養育者の経済的負担軽減、子どもの健全な発達などを目的に、出生後最初の住民登録が本町になされる子を養育・監護する方を対象に第1子10万円、第2子15万円、第3子以降50万円を贈呈する。	子育て支援担当						●
18			3			子育て支援啓発事業	子育て支援に係る情報を冊子にまとめ、新生児又は転入者で18歳未満の子を持つ保護者に対して配布する。	子育て支援担当						●
19	4			不妊治療費等助成事業	不妊治療における経済的負担の軽減を図るため、先進医療にかかる費用の一部(先進医療:道助成分を控除した額とし、上限35千円)と交通費を助成する。	子育て支援担当						●		
20	5			子育て相談窓口の運営	子育てに関する総合相談及び情報提供、関係機関連絡等を実施する。	子育て支援担当						●		
21	6			要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の適切な保護又は要保護児童や要支援児童とその家族、特定妊婦などへの支援を図る。また関係機関と情報交換や共通のアセスメント、連携した支援の協議を行い、要保護児童等の福祉の向上を図る。	子育て支援担当						●		
22	1			介護給付・訓練等給付・障害児通所給付支給決定事業	施設入所やグループホーム入所、生活介護、障害児発達支援等の支給決定を行う。	社会福祉担当						●		
23	2			手話通訳者派遣事業	聴覚障害者が社会生活で意思疎通を図るための支援が必要な場合に、手話通訳者の派遣を行う。	社会福祉担当						●		
24	3			障害者ガイドブック作成事業	障害者やその関係者に対し各種制度の概要や大まかな申請方法を紹介するガイドブックを作成し手帳交付時等に配布し、サービスの周知を図る。	社会福祉担当						●		
25	4			障害者相談員による相談	行政より委託した障害者相談員による相談業務	社会福祉担当						●		
26	5			地域自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワークの構築	社会福祉担当						●		
27	6			重度心身障害者交通費助成事業	重度心身障害者受給者証を所持している人に対して医療機関への交通費を助成する。	社会福祉担当						●		

連番	施策区分	担当部署	番号	17の目標	事業名	事業概要	担当	1. 基本施策					2. 生きる支援の関連施策
								① 地域におけるネットワークの強化	② 自殺対策を支える人材の育成	③ 住民への啓発と周知	④ 生きることの促進要因への支援	⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
28	保健・医療・福祉	保健福祉センター	7	社会福祉施設訪問費助成事業	施設入所している障がい者の保護者に対して、施設への交通費を助成する。	社会福祉担当						●	
29			8	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置	社会福祉担当						●	
30			9	民生・児童委員会事務	民生・児童委員による地域の相談・支援の実施等	社会福祉担当						●	
31			10	障がい福祉計画策定・管理事業	障がい福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定を行う。	社会福祉担当						●	
32			11	障がい者差別解消の推進	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、相談窓口を設置するほか、町民に対して周知・啓発を行う。	社会福祉担当						●	
33			12	配偶者等の暴力に関する相談対応	配偶者等からの暴力の相談対応および関係機関連絡を行い、専門機関へつなぐ。	社会福祉担当						●	
34			13	相談支援機能強化事業の委託	障がい者やその家族の抱える経済的、心理的、社会的問題の解決・調整を支援することにより社会復帰の促進を図る(根室圏域障がい者総合相談支援センターあくせす根室委託事業)。	社会福祉担当						●	
35			14	標津町シルバー勤労会事業	町内に在住する60歳以上の働く意欲を持っている健康な高齢者を対象とし、社会活動と密接な連携を保ちながら、その豊かな経験・能力を活かし相互の協力のもとに働く機会を確保し、日常生活の充実と福祉の増進を図るとともに地域社会の発展に寄与する。	社会福祉担当						●	
36			15	標津町高齢者等緊急通報システム運用事業	在宅のひとり暮らしの高齢者等に緊急通報システム装置を貸与し、緊急通報受信センターと電話回線で接続することによって、急病・事故等の緊急事態において、迅速な救援活動を行うことで、高齢者等の日常生活の安全の確保と生活不安を解消し、もって、高齢者福祉の増進を図る。	社会福祉担当						●	
37			16	福祉世帯に対する公共料金の助成	町内に在住する母子世帯、高齢者世帯等の福祉世帯に対し公共料金の一部を助成し、もって、生活の安定と福祉の増進を図る。	社会福祉担当						●	
38			17	標津町徘徊高齢者等家族支援事業	認知症及び障がい等により徘徊のおそれのある在宅の高齢者等が徘徊した場合に早期に発見できる仕組みを活用し、その居場所を家族に伝え、事故の防止を図ることに家族が安心して介護できる環境に資する。	社会福祉担当						●	
39			18	標津町高齢者福祉施設入居者に対する家賃等助成事業	町内の高齢者福祉施設に係る家賃、食料費、光熱水費等の利用負担の軽減を実施することにより、施設利用者の経済的負担を軽減する。	社会福祉担当 介護保険担当						●	
40			19	標津町高齢者等地域見守り活動に関する協定	町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るように、町と協定を締結した事業所が連携し、高齢者等の孤立防止及び支援を必要とする方を把握することにより、地域福祉の向上を図る。	社会福祉担当						●	
41			20	配食サービス事業の委託	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、機能低下等により虚弱状況となった高齢者に対し、食事を提供することによってその生活を支援する(標津福祉会委託事業)。	社会福祉担当 介護保険担当						●	
42			21	標津町災害時要援護者支援制度	在宅で暮らし高齢者や障がい者などが、災害時又は災害が発生する恐れがあるときに地域の中で支援を受けることが出来る体制を整備することにより、これらの者が地域内で安全かつ安心して暮らせる地域づくりの推進を図る。	社会福祉担当						●	
43			22	高齢者相談員の配置	高齢者からの相談窓口として、各地区に相談員を配置する。	社会福祉担当						●	
44			23	標津町老人クラブ運営費助成事業	各老人クラブの会員相互の活動と親睦を通じ、資質の向上をはかると共に地域社会福祉増進に寄与するため町から運営費の助成を行う。	社会福祉担当						●	
45			24	標津町高齢者無料バス利用事業	多年にわたり社会の発展に寄与した高齢者を敬愛し、当該高齢者が明るく豊かな生活を維持するため、高齢者無料バス乗車券を交付する。	社会福祉担当						●	
46			25	標津町高齢者等通院ハイヤー助成事業	医療機関への通院に困難がある低所得の高齢者、障がい及び生活保護受給者に通院費用の一部を助成し、もってその健康管理支援を行う。	社会福祉担当						●	
47			26	標津町地域福祉計画の推進	社会福祉法第107条に基づき、標津町における地域福祉の総合的かつ効果的な推進を図るため地域福祉に対する総合的な施策について、評価及び意見交換を行い、計画を推進する。	社会福祉担当						●	
48			27	養護老人ホームへの措置入所	生活が困難し扶養義務者等がない高齢者が、ひとり暮らし等が困難になった場合、養護老人ホームに措置入所させ支援する。	社会福祉担当						●	
49			1	介護職員人材確保推進事業	町内の事業所の職員確保のため、資格取得にかかる講習会費用の半額を助成する。	介護保険担当						●	
50			2	介護給付に関する事務	・介護を必要とする方に係る各給付費の負担 ・介護給付費の適正化を図る。	介護保険担当						●	
51			3	介護相談	介護保険料や介護認定申請等に関する総合相談	介護保険担当						●	
52			4	認知症施策推進事業	認知症を早期のうちに発見し、本人やその家族を支援するため、認知症初期集中支援チームの周知とチーム員の研修によるスキルアップを図る。	介護保険担当 地域包括支援センター						●	
53			5	生きがい施策	ふれあい生きがいサロン事業の社協委託	介護保険担当 地域包括支援センター						●	
54			6	地域リハビリテーション活動支援事業	・理学療法士を要介護認定者宅へ派遣して能力評価・助言を受け、家族介護を支援する。 ・標津病院に配置されている理学療法士、作業療法士に協力いただき、通いの場などに参加してもらい、介護予防を図る。	介護保険担当 地域包括支援センター						●	

連番	施策区分	担当部署	番号	17の目標	事業名	事業概要	担当	1. 基本施策					2. 生きる支の連策	
								① 地域におけるネットワークの強化	② 自殺対策を支える人材の育成	③ 住民への啓発と周知	④ 生きることの促進要因への支援	⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育		
55	保健・医療・福祉	保健福祉センター	7		在宅医療・介護連携推進事業	・地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制を整えるため、講師を招聘して勉強会を開催する。 ・関係機関が連携し総合的に支援するため、関係職員を研修に派遣	介護保険担当 地域包括支援センター							●
56		地域包括支援センター	1		権利擁護の仕組みづくり	・本町における権利擁護の体制づくりに向けた取り組みの実施 ・成年後見制度活用に関する相談対応、成年後見に係る研修会の実施	地域包括支援センター 介護保険担当 社会福祉担当							●
57			2		地域包括ケアシステムの推進	「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの関係者とつながった支援体制ができることは、生きることの包括的支援にもなりえる。	地域包括支援センター 介護保険担当 社会福祉担当							●
58			3		高齢者の総合相談事業	高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。	地域包括支援センター							●
59			4		いきいき百歳体操	町民主体の週1回のいきいき百歳体操が「通いの場」となり、身体機能の維持や閉じこもり予防・参加者同士の交流につながる。	地域包括支援センター 介護保険担当							●
60			5		認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	地域包括支援センター 介護保険担当							●
61			6		認知症カフェ補助事業	認知症の方、その家族並びに地域住民、専門職等が気軽に集い、認知症の悪化防止、相互交流、情報交換等を目的として参加できる活動拠点を開設した事業所に運営費の補助を行う。	地域包括支援センター 介護保険担当 社会福祉担当							●
62			7		「ロボ隊長5300」プロジェクト	認知症サポーターキャラバンのマスコット「ロボ隊長」づくりを行い、認知症サポーター養成講座受講者に対して配布することで、認知症の啓発を行う。	地域包括支援センター 介護保険担当							●
63			8		高齢者の虐待対応	高齢者虐待に関する通報・相談窓口の設置	地域包括支援センター 社会福祉担当							●
64		標津病院	1		病院運営（外来・入院）	病院運営において、病院利用者（外来患者や入院患者）と医師及び看護師等が信頼関係を築きながら、地域の医療機関として対話的に医療相談や生活環境相談を積極的に行いながら情報の収集等を図り医療を提供する。	標津病院						●	
65			2		病院運営（訪問診療・訪問看護）	病院運営において、訪問診療や訪問看護での医師及び看護師等が在宅患者への自宅訪問時に医療相談や生活相談等において情報の収集を図り、各関係機関と連携を行い医療を提供する。	標津病院							●
66		労働	農林課	1		営農相談等業務	営農相談や後継者対策等に関する業務をすすめるにあたり、農家戸々とのコミュニケーションをとり酪農経営の安定化を図る。	農政担当						●
67			水産課	1		漁業経営安定化等推進業務	漁業資源が低迷し、漁業及び水産加工業を含める水産業全体が不安定な状態のため、資源造成、製品開発などの相談支援を継続する。	水産担当 地盤産品振興担当						●
68			商工観光課	1		冬期就労対策事業	3月・5月の年2回、季節労働者に対し、町内公共施設をはじめとした清掃作業等、雇用の場を提供し、生活の安定を図る。	商工労働担当						
69	2				生活資金貸付事業	生活困窮者に対して金融機関を介して北海道労働者福祉資金の貸付を行い、町は利息の補てんを行うことで生活の安定を図る。	商工労働担当							●
70	3				標津町中小企業融資事業（マル標融資）	町内の中小事業者、個人事業主に低利で融資を行い、町が利息及び保証料の一部の補てんを行うことで、経営の安定に資する。	商工労働担当							●
71	4				無料職業紹介所（ワンストップ窓口）	一定の研修を受講した職業紹介責任者を役場商工観光課内に配置し、ハローワークの機能を果たす。	商工労働担当							●
72	1			広域観光の取組（DMO、日本遺産）、交流人口増加の取組	町内経済の活性化や雇用機会の拡充が図られ、町民の経済面での不安解消につながる事が考えられる。	観光担当							●	
73	教育（教育委員会）	管理課	1		奨学金に関する事務	奨学金貸付希望者に対し、広報等で周知を行う等、奨学金に関する事務	管理担当							●
74			1		就学援助に関する事務	経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品費等を補助する。	学校教育担当							●
75			2		学級満足度調査	児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する。	学校教育担当							●
76			3		学校における働き方改革	全道的取り組みの中で、本町における教職員の働き方改革のための「アクションプラン」を策定し、平成30年9月から実施する。	学校教育担当							●
77			4		学校におけるいじめ防止基本方針の策定	全小中学校にいじめ防止に関する基本方針を策定し、未然防止に組織的に取組む。	学校教育担当							●
78			5		教育相談	子どもから学校、教職員に関する教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育委員会に窓口を設けて対応、専用電話も設置	学校教育担当							●
79			6		スクールカウンセラーの配置	学校に巡回によるスクールカウンセラーを派遣し、悩みを抱える児童・生徒の相談に対応する。	学校教育担当							●
80			7		児童生徒のための「おなやみポスト」の	道教委が実施するICTを活用した相談窓口を1人1台端末にブックマーク登録し、いじめや学校生活・家庭生活での不安や悩み等をいつでも相談できるようにすることで、いじめ等の早期発見・早期対応ができる。	学校教育担当							●
81			8		1人1台端末等を活用した健康観察の	1人1台端末等を活用した健康観察を実施し、児童生徒の悩み等を把握して早期対応することができる。	学校教育担当							●

連番	施策区分	担当部署	番号	17の目標	事業名	事業概要	担当	1. 基本施策					2. 生きる支援の関連施策			
								① 地域におけるネットワークの強化	② 自殺対策を支える人材の育成	③ 住民への啓発と周知	④ 生きることの促進要因への支援	⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育				
82	教育(教育委員会)	管理課	1		児童館事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業期間中にキラリ児童館で保育する。	キラリ児童館							●		
83		生涯学習課	1		青少年対策事務	標津町青少年問題協議会を再開し継続的に開催する	生涯学習センター								●	
84			2		青少年活動支援	・青年活動情報交換と地域青年活動の支援 ・しべつ未来塾の事業運営の方法を、塾生自身の主体性を活かせる方向に転換させながら、継続を図る。	生涯学習センター								●	
85			3		地域子ども育成事業	・青少年の健全育成活動を推進するため、各関係機関・団体の連絡調整を行い、心身共にたくましく、人間性豊かな青少年の育成を図る。 ・健全な青少年を育てる標津町民の会議開催 ・あいさつ運動啓発等の事業開催	生涯学習センター								●	
86			4		標津町生徒指導連絡協議会	・町内の園小中高校まで、問題行動や諸課題をアンケート調査などにより把握し健全育成のための対応策につなげる。 ・「児童生徒のSOSの出し方に関する指導」は「いじめ防止」の視点にもつながるので、管理課と生涯学習課が協力し合って講師を招聘するなどして具体的に講じていく。	生涯学習センター								●	
87			5		しべつまなびバ	道内外から集まった大学生が、主に中学生、高校生を対象に勉強を教えたり、将来への悩みを語り合ったりするサマースクール	生涯学習センター									●
88			1		川北子ども会育成連絡協議会事業	各地区に子ども育成会を設置し、地区独自の事業を展開させて児童の育成を図る。また、3地区の連絡協議会を設置し、地域全体による事業も展開している。	川北生涯学習センター									●
89			2		子育て支援事業「ほっぷごーん」	3歳未満の乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	川北生涯学習センター									●
90			1		児童館事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業期間中に川北児童館で保育する。	川北児童館									●
91			1		ラジオ体操の啓発	・さわやか体操会の活用(4月1日～10月31日、日曜日を除く毎朝6時30分～) ・健康ポイントカードの活用	総合体育館									●
92			2		歩こう運動の推進	年数回のウォーキングイベントの開催	総合体育館									●
93	3		トレーニングルームの活用	様々なトレーニング教室の開催	総合体育館									●		
94	4		ノーマライゼーションデーの活用	毎週月曜日9:00～15:00、総合体育館内でウォーキングや軽スポーツなどの実践	総合体育館									●		
95	5		プールの活用	毎週月曜日9:00～15:00、総合体育館内でウォーキングや軽スポーツなどの実践	総合体育館									●		
96	1		図書館の管理	住民の生涯学習の場としての読書環境の充実やおはなし会等の開催など教育・文化サービスの提供について、実施方法を変更しながら継続実施する。	図書館									●		
97	認定こども園	1		こども園利用料軽減	こども園の利用料を、3歳児以上を無料、3歳未満児を国の基準の1/4とする。	認定こども園									●	
98		2		一時保育事業	1歳児～5歳児までの何処へも属していない子どもを、一時間200円で預かる。希望者が利用できるよう申込方法や利用回数等を検討し実施する。	認定こども園									●	
99		3		子育て相談	子育てに不安等ある家庭の相談を受ける。	認定こども園									●	
100	親子交流館	1		子育て支援センター事業	遊具の更新とともに、引続き親子が安らげる場の提供や、遊びを通して子育て支援の継続をおこなう。	親子交流館									●	
101		児童発達支援事業所	1		発達相談	子どもの育ちに不安を抱えた家庭の相談を受ける。	こども発達支援センター									●
102			2		巡回支援専門整備事業	子どもの育ちに不安を感じた地域からの相談を適切な専門機関へとつなげる。	こども発達支援センター									●
103			1		児童発達支援事業	支援を必要とする児に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識技術、集団生活への適応訓練を行う。	児童発達支援事業所									●
104	2			放課後等ディサービス	支援児童に対して、授業の終了後・長期休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う。	児童発達支援事業所									●	
105	その他	総務課	1		無料法律相談	開催依頼があれば法律の専門家に相談できる機会として対応する。	総務担当								●	
106			1		職員研修	各種職員研修の実施	職員担当								●	
107			2		職員の健康管理事務	健康診断、職員共済組合事業の実施	職員担当								●	
108			3		ストレスチェック	職員のストレスの程度を把握し、職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止する。	職員担当								●	
109	企画政策課	1		移住相談員の設置	移住相談員1名を設置し、移住者からの生活相談等を受けることにより、本町での生活面での不安や困りごとに対応する。	企画政策担当								●		
110		2		まちづくりに係る計画等の策定(ふるさと新生プランステップII、総合戦略、政策パッケージ、過疎地域自立促進計画など)	自殺対策計画をまちづくりに係る計画等に位置付けることにより、全庁的な自殺対策の推進を図ることができる。	企画政策担当	●	●	●	●				●		

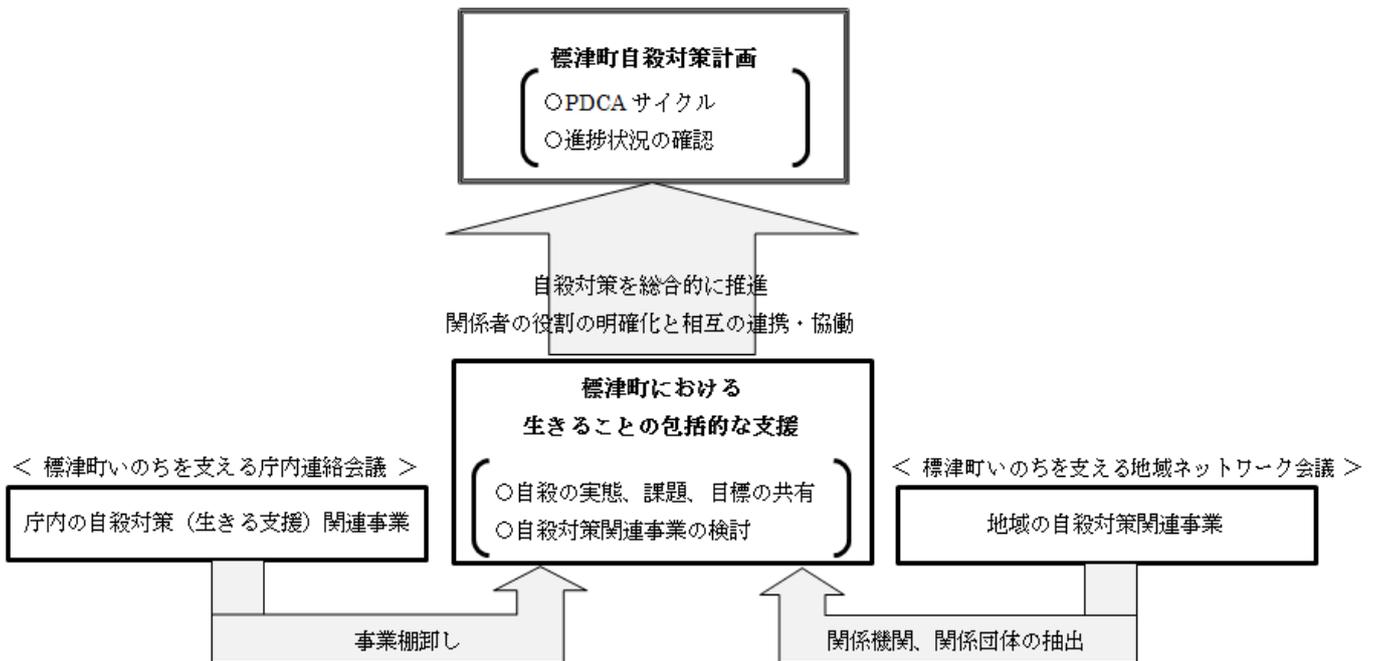
連番	施策区分	担当部署	番号	17の目標	事業名	事業概要	担当	1. 基本施策					2. 生きる支援の関連施策	
								① 地域におけるネットワークの強化	② 自殺対策を支える人材の育成	③ 住民への啓発と周知	④ 生きることの促進要因への支援	⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育		
111	企画政策課		3	各種補助金・交付金等の申請事務	地域づくり総合交付金等各種補助・交付金等の活用により、町民の生活や経済活動などに係る基盤整備が図られる。	企画政策担当						●		
112			4	新ふるさとづくり推進事業補助金	町民の自主的なまちづくり活動や研修・研鑽活動を支援する。	企画政策担当							●	
113			1	企業誘致、起業支援	町内経済の活性化や雇用機会の拡充が図られ、町民の経済面での不安解消につながる事が考えられる。	地域振興担当							●	
114			2	地熱開発事業等の再生可能エネルギー政策	町内経済の活性化や雇用機会の拡充が図られ、町民の経済面での不安解消につながる事が考えられる。	地域振興担当							●	
115			3	地域交通対策	町民(特に交通弱者と呼ばれる方々)の通院や買い物等日常生活に必要な交通手段を確保するとともに、外出機会の増加による生きがいの形成にも寄与することが考えられる。	地域振興担当							●	
116			4	自衛隊協力会	自衛隊の存置により、災害等への即応性の向上や町内経済の活性化などが図られる。	地域振興担当							●	
117			5	地域を支える人材の育成(地域おこし協力隊、標準未来塾への参加、Yネットなど)	地域におけるリーダーの育成やネットワーク形成が図られる。	地域振興担当							●	
118			新規	6	太陽光発電施設の適正な設置	R4年度に制定した太陽光発電施設の設置に関する条例に基づき、地域住民の理解のもと、適正に設置することで地域の景観や住環境の保全を図る。 ①町への届出 ②近隣住民への事前説明 ③設置抑制区域の設定 ④違反に対する罰則	地域振興担当							●
119			1	広報等による情報発信	広報紙により自殺対策の啓発を行う。	広報統計担当				●				
120			2	情報提供	庁舎ロビーのパンフレット等設置コーナーにリーフレット等を設置	広報統計担当				●				
121			税務課		1	戸別訪問及び窓口による納税相談	納税相談による計画的な分納により金銭的不安を解消する。	収入担当						●
122					2	窓口業務	各種証明書発行及び確定申告時に来庁者が安心できるように接遇する。	税務担当 収入担当						
123			その他	住民生活課	1	国民年金相談受付	国民年金の届出、申請、請求事務等の相談受付を適切に行う。	戸籍・国民年金担当						●
124					1	人権啓発事務	人権擁護委員候補者の推薦事務、相談会場の設営、啓発ポスターの掲示など人権意識を高める啓発事務。また委員の新規人選が難しい状況ではあるが、3名の委員確保に努める。	交通住民担当						
125	2	消費生活相談			様々な事例に関する情報入手に努め、相談者への適切なアドバイスに努めるほか、啓発活動を行う。	交通住民担当							●	
126	3	町長との懇談会			町長が地域に出向き、住民から直接要望等の意見を聞き行政運営の参考とする。周知に心掛け会合がしやすいように努める。	交通住民担当							●	
127	4	交通安全対策事務			悲惨な事故が起こらないよう引き続き関係団体と連携し啓発活動に取り組む	交通住民担当							●	
128	1	国民健康保険税の納税相談			納税に関しては公平な負担を基本としつつも、個々の相談に適切に応じて対応する。	保険医療担当							●	
129	2	児童扶養手当支給事務			児童扶養手当の支給について対象者への適切な案内が行えるよう職員間の連携とともに周知に努める。	保険医療担当							●	
130	3	ひとり親家庭等医療費助成事業			ひとり親家庭等医療費の助成について、対象者への適切な案内が行えるよう職員間の連携とともに周知に努める	保険医療担当							●	
131	4	子ども医療費助成事業			0歳から高校生までを対象にした子育て支援であり、事業の周知に努め早期の受診につながるようにする。	保険医療担当							●	
132	1	公害及び環境に対する苦情相談			日頃の巡視や他部署との連携など情報収集に努めるほか、相談に対して適切な対応が行えるよう努める	環境衛生担当							●	
133	建設水道課		1	公営住宅に係る事務	公営住宅の (1)入退去に関する事務手続き (2)管理営繕の手続き及び対応等の実施 (3)使用料の徴収	建築担当 住宅担当						●		
134			2	福祉住宅に係る事務	福祉住宅の (1)入退去に関する事務手続き (2)管理営繕の手続き及び対応等の実施 (3)使用料の徴収	建築担当 住宅担当							●	
135			3	町営望ヶ丘ハイムに係る事務	町営望ヶ丘ハイムの (1)入退去に関する事務手続き (2)管理営繕の手続き及び対応等の実施 (3)使用料の徴収	建築担当 住宅担当							●	
136			4	公営住宅の建設	標準町公営住宅長寿命化計画に基づく公営住宅の建設	建築担当							●	
137			1	土木事業全般に係る建設と維持管理	道路、橋梁、河川、水路等土木施設の (1)調査、計画、工事及び施工 (2)管理と維持補修	土木担当							●	
138			2	土木施設の維持管理	・道路等の除雪 ・駐車場の維持補修	土木担当							●	
139			3	公園の管理	・公園の建設と維持管理 ・道路周辺・公園・公共用地等の美観の保持	土木担当 公園管理担当							●	
140	1	上下水道料金の収納業務	水道料金と下水道使用料及びその他収入金の徴収	建設水道業務担当							●			

連番	施策区分	担当部署	番号	17の目標	事業名	事業概要	担当	1. 基本施策					2. 生きる支援の関連施策
								① 地域におけるネットワークの強化	② 自殺対策を支える人材の育成	③ 住民への啓発と周知	④ 生きることの促進要因への支援	⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
141	その他	標準消防署	1		救急活動事後検証会	搬送症例の検証及び隊員へのフィードバックを行うことにより、救命率並びに技術力の向上を目指す(署内・地域メディカルコントロール協議会等、既に実施継続)。	救急係				●		
142			2		救急救命士等養成・研修及び地域メディカルコントロール体制の構築	救急救命士等の救急業務高度化教育及び実習	救急係				●		
143			3		自殺予防パンフレット等の配布	救急講習等の開催時に、参加者へパンフレット等を配布するとともに問題啓発を図り、自殺防止に努める。	救急係			●			
144			4		自殺未遂者支援研修への参加	研修会へ参加し、関係機関と共有理解を深める(北海道・振興局・管内開催の研修)。	救急係				●		

標準\_20240215版

## 第4章 自殺対策の推進体制

### 1. 自殺対策組織の関係図

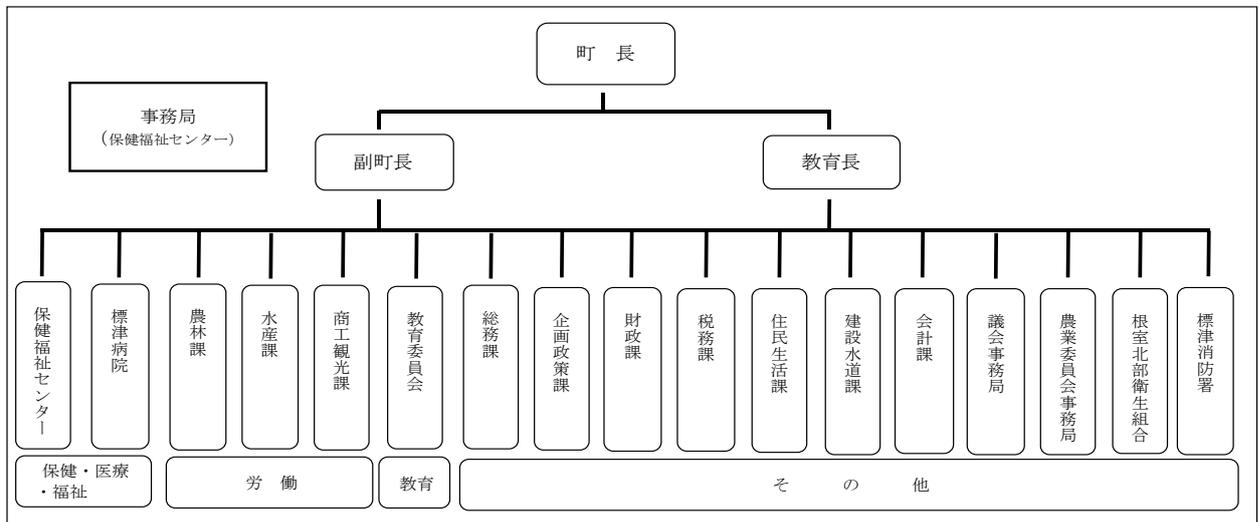


### 2. 標津町いのちを支える庁内連絡会議

行政の最大の責務は住民の命を守ることであり、自殺対策はまさに住民の命を守る取組そのものとなります。そのため行政のトップである町長を責任者とし、全庁あげて自殺対策を推進していく体制が重要です。

庁内の幅広い分野の関係部局が参画し、庁内横断的な体制を整えるため、本町では標津町役場管理職会議出席者で構成しています。

#### ❖ 標津町いのちを支える庁内連絡会議組織図



### 3. 標津町のちを支える地域ネットワーク会議

---

保健・医療・福祉、警察・消防、教育、雇用・労働関係機関を構成機関として、地域のネットワーク体制を構築し、関係機関で連携しながら本町の自殺対策を推進します。

#### ❖ 標津町のちを支える地域ネットワーク会議構成機関

構成機関区分	機 関 名
保健・医療・福祉関係機関	中標津保健所 標津町国民健康保険標津病院 標津町社会福祉協議会 標津町民生委員児童委員協議会 根室圏域障がい者総合相談支援センターあくせす根室
警察・消防関係	北海道警察釧路方面中標津警察署標津駐在所 標津消防署
教育機関	標津町教育委員会
雇用・労働関係機関	釧路労働基準監督署 根室公共職業安定所中標津分室 標津漁業協同組合 標津町農業協同組合 標津町商工会

# < 参考資料 >

## 1. 標津町のちを支える庁内連絡会議設置要綱

---

(設置)

第1条 本町における自殺対策に必要な庁内関係部局・課等の庁内横断的な体制を構築し、全庁的な取り組みとして自殺対策の推進を図るため、標津町のちを支える庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、次にあげる事項の協議を行う。

- (1) 自殺対策に係る施策の総合的な推進に関すること
- (2) 自殺対策に係る関連施策の連携、協働に関すること
- (3) その他自殺対策の推進に必要なこと

(構成員)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる部局・課等の長又は管理職をもって組織する。

(会議の開催)

第4条 連絡会議の開催は町長が通知する。

2 町長は、連絡会議を開催するときは、次に掲げる事項を部局・課等の長又は管理職にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 連絡会議の日時及び場所
- (2) 議事
- (3) その他事前に通知する必要がある事項

3 連絡会議は、必要に応じ構成員以外の者の出席を依頼することができる。

(議事進行)

第5条 連絡会議の議事進行は保健福祉センター次長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、保健福祉センター次長は連絡会議の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の運営に当り必要となる庶務は、保健福祉センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は保健福祉センター次長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表

標津町のちを支える庁内連絡会議構成員

区 分	部 局 ・ 課 等
保 健	保健福祉センター
医 療	標津町国民健康保険標津病院
福 祉	保健福祉センター
労 働	農林課、水産課、商工観光課
教 育	教育委員会
その他	総務課
	企画政策課
	財政課
	税務課
	住民生活課
	建設水道課
	会計課
	議会事務局
	農業委員会事務局
	根室北部衛生組合
	標津消防署

## 2. 標津町のちを支える地域ネットワーク会議設置要綱

---

(設置)

第1条 本町の自殺対策に必要な地域ネットワーク体制を構築し、地域における自殺対策の推進を図るため、標津町のちを支える地域ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次にあげる事項の協議を行う。

- (1) 自殺対策に係る施策の総合的な推進に関すること
- (2) 自殺対策に係る関連施策の連携、協働に関すること
- (3) その他自殺対策の推進に必要なこと

(構成機関)

第3条 ネットワーク会議の構成は、次に掲げる機関の中から町長が決定する。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 警察・消防機関
- (3) 教育関係機関
- (4) 雇用・労働関係機関
- (5) その他町長が適当と認める機関

(会議の開催)

第4条 ネットワーク会議の開催は町長が通知する。

2 町長は、ネットワーク会議を開催するときは、次に掲げる事項を構成機関にあらかじめ通知するものとする。

- (1) ネットワーク会議の日時及び場所
- (2) 議事
- (3) その他事前に通知する必要がある事項

3 ネットワーク会議は、必要に応じ構成機関以外の者の出席を依頼することができる。

(議事進行)

第5条 ネットワーク会議の議事進行は保健福祉センター次長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、保健福祉センター次長はネットワーク会議の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の運営に当り必要となる庶務は、保健福祉センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は保健福祉セン

ター次長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表

標津町いのちを支える地域ネットワーク会議構成機関

構成機関区分	機 関 名
保健・医療・福祉関係機関	中標津保健所 標津町国民健康保険標津病院 標津町社会福祉協議会 標津町民生委員児童委員協議会 根室圏域障がい者総合相談支援センターあくせす根室
警察・消防機関	北海道警察釧路方面中標津警察署標津駐在所 標津消防署
教育機関	標津町教育委員会
雇用・労働関係機関	釧路労働基準監督署 根室公共職業安定所中標津分室 標津漁業協同組合 標津町農業協同組合 標津町商工会

### 3. 標津町版SDGs ～ 自治体 SDGs の取組み推進について ～

SDGs（持続可能な開発目標）は、持続可能な社会を作ることを目指し、世界が抱える問題を「17の目標」と「169のターゲット」に整理したものです。17の目標は、2030年までに達成すべき具体的な目標として2015年9月に国連で採択されました。

目標達成に向けた取組みをすることで、持続可能な社会づくりが自然と進んでいくSDGsは、人口減少など自治体が抱える課題の解決と通じるものがあり、現在取組みを進めている「政策パッケージ」事業を始めとした各種施策も人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続する地域づくりを目指すもので考え方は同じであります。

SDGsは主に国レベルの開発目標となっていることから、17の目標を下表のとおり「標津町版」に置き替えました。

町の主要事業を「標津町版SDGs」の観点から見つめ直し、改善を図ることで持続する地域づくりを目指します。

SDGs 17の目標	評価視点【 標津町版 】	備考
 <p>1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の安定や自立支援に寄与しているか</li> <li>安定した就労につながっているか</li> <li>生き生きと暮らすことに寄与しているか (10)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健福祉</li> <li>就労促進</li> <li>生活安定</li> </ul>
 <p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全な食生活の定着に寄与しているか</li> <li>活力ある農業、漁業の振興に寄与しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生</li> <li>農林、漁業</li> </ul>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心して暮らせる健康づくりに寄与しているか</li> <li>安心して暮らせる安全社会の構築に寄与しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生</li> <li>交通安全</li> <li>防災、環境</li> </ul>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフステージに応じた学習機会の提供に寄与しているか</li> <li>全ての児童生徒が平等に教育を受けられるか (5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育文化</li> <li>子育て支援</li> <li>就労促進</li> </ul>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権を尊ぶ明るい社会形成に寄与しているか (16)</li> <li>全ての児童生徒が平等に教育を受けられるか (4)</li> <li>ハラスメントや給与格差の是正に寄与しているか (8)</li> <li>暴力や虐待の撲滅に寄与しているか (16)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女参画</li> <li>教育</li> <li>就労促進</li> <li>育児、介護</li> </ul>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な生活環境が保全されているか (11 12)</li> <li>豊かな自然環境を保全し次世代への継承に寄与しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道</li> <li>環境衛生</li> <li>農林、漁業</li> </ul>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に負荷をかけない持続可能な社会形成に寄与しているか (12)</li> <li>低炭素社会の実現に寄与しているか (13)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低炭素施策</li> <li>再エネ促進</li> <li>環境</li> </ul>

SDGs 17の目標	評価視点【 標津町版 】	備考	
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と人間らしい雇用を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業の活力と賑わい創出に寄与しているか</li> <li>働きがいのある仕事や、同じ仕事には同じ賃金が与えられるようにする(5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工観光</li> <li>障がい、高齢者雇用</li> <li>移住者対応</li> </ul>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様化するニーズに対応した持続可能な産業実現に寄与しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業振興</li> <li>新たな産業</li> </ul>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢、性別、障がい、経済的地位等の状況に関係なく、生き生きと暮らすことに寄与しているか(1)</li> <li>地域間格差の解消に寄与しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉</li> <li>教育</li> <li>地域交通</li> </ul>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>快適に暮らし活動できるまちづくりに寄与しているか</li> <li>多彩な文化の継承に寄与しているか</li> <li>災害に強いまちづくりを推進しているか(13)</li> <li>良好な生活環境が保全されているか(6、12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育、文化</li> <li>防災</li> <li>環境衛生</li> <li>その他全般</li> </ul>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に負荷をかけない持続可能な社会形成に寄与しているか(7)</li> <li>良好な生活環境が保全されているか(6、11)</li> <li>持続可能な観光の振興に寄与しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クールチョイス</li> <li>環境衛生</li> <li>観光振興</li> </ul>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に強いまちづくりを推進しているか(11)</li> <li>低炭素社会の実現に寄与しているか(7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災、環境</li> <li>低炭素施策</li> <li>再エネ促進</li> </ul>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な生活環境の保全に寄与しているか</li> <li>海洋、河川環境の保全に寄与しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林、漁業</li> <li>環境衛生</li> </ul>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、森林経営、砂漠化への対応、土地劣化の阻止・回復、生物多様性の損失を阻止する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな自然環境の保全に寄与しているか</li> <li>森林の保全と資源の有効活用に寄与しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林、漁業</li> <li>環境衛生</li> </ul>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、効果的で説明責任のある制度を構築する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権を尊ぶ明るい社会形成に寄与しているか(5)</li> <li>事業の透明性を確保しているか</li> <li>暴力や虐待の撲滅に寄与しているか(5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力、虐待の撲滅</li> <li>説明責任</li> <li>コンプライアンス</li> </ul>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民が主役のまちづくりの推進に寄与しているか</li> <li>公民連携によるまちづくりの推進に寄与しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートナーシップ</li> <li>地域振興</li> <li>公民連携</li> </ul>

※ 青字（ ① ～ ⑰ ）は関連項目あり

※標津町役場企画政策課作成資料

## 4. 自殺対策基本法

---

発令 　　：平成 18 年 6 月 21 日号外法律第 85 号

最終改正：平成 28 年 3 月 30 日号外法律第 11 号

改正内容：平成 28 年 3 月 30 日号外法律第 11 号[平成 28 年 4 月 1 日]

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 11 条）

第 2 章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第 12 条—第 14 条）

第 3 章 基本的施策（第 15 条—第 22 条）

第 4 章 自殺総合対策会議等（第 23 条—第 25 条）

### 附則

第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第 2 条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

### (自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

### (都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

### (都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第3章 基本的施策

### (調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

### (人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

### (心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を

受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第 18 条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第 20 条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第 21 条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第 22 条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第4章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第 23 条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第 24 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第25条 前2条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成18年10月政令343号により、平成18・10・28から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

第2条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

附 則〔平成27年9月11日法律第66号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第7条の規定 公布の日

2 〔略〕

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に第27条の規定による改正前の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第27条の規定による改正後の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成28年3月30日法律第11号〕

(施行期日)

1 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

2 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成27年法律第66号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]

## 5. 自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

### 目次

第1 自殺総合対策の基本理念	31
第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識	31
第3 自殺総合対策の基本方針	32
1. 生きることの包括的な支援として推進する	32
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	33
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる	34
4. 実践と啓発を両輪として推進する	34
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する	35
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する	36
第4 自殺総合対策における当面の重点施策	36
1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	36
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す	36
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する	37
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	38
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	40
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	41
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	42
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	45
9. 遺された人への支援を充実する	46
10. 民間団体との連携を強化する	47
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する	48
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する	50
13. 女性の自殺対策を更に推進する	51
第5 自殺対策の数値目標	51
第6 推進体制等	51
1. 国における推進体制	51
2. 地域における計画的な自殺対策の推進	52
3. 施策の評価及び管理	52
4. 大綱の見直し	52

### 第1 自殺総合対策の基本理念

＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す＞

平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきた。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回った。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準になった。このように非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはない。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれのレベルにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとする。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死である＞

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と捉えることができるからである。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっている。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。このことを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要がある。

#### <年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている>

平成 19 年 6 月、政府は、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきた。

大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、基本法が成立した平成 18 年とコロナ禍以前の令和元年とで自殺者数を比較すると、男性は 38%減、女性は 35%減となった。しかし、それでも非常事態はまだまだ続いていると言わざるを得ない。この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていないが、先述したとおり、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は 11 年ぶりに前年を上回った。令和 3 年の総数は令和 2 年から減少したものの、女性の自殺者数は増加し、小中高生の自殺者数は過去 2 番目の水準となった。さらに、我が国の人口 10 万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）は G 7 諸国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として 2 万人を超えている。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれているのである。

#### <新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進>

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じている。その中で女性や子ども・若者の自殺が増加し、また、自殺につながりかねない問題が深刻化するなど、今後の影響も懸念される。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続しており、その影響について確定的なことは分かっていない。そこで引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の自殺への影響について情報収集・分析を行う必要がある。

また、今回のコロナ禍において、様々な分野で ICT が活用される状況となった。今回の経験を生かし、今後、感染症の感染拡大が生じているか否かを問わず、国及び地域において必要な自殺対策を実施することができるよう、ICT の活用を推進する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、特に、自殺者数の増加が続いている女性を含め、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親や、フリーランスなど雇用関係によらない働き方の者に大きな影響を与えていることや、不規則な学校生活を強いられたり行事や部活動が中止や延期となったりすることなどによる児童生徒たちへの影響も踏まえて対策を講じる必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症罹患後の実態把握を進める。

#### <地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルを通じて推進する>

我が国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれている。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされている。

また、基本法では、都道府県及び市町村は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされている。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律第 4 条の規定に基づき指定される指定調査研究等法人（以下「指定調査研究等法人」という。）において、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供することに加えて、都道府県及び市町村が実施した政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとしている。

自殺総合対策とは、このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的な PDCA サイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組である。

### 第 3 自殺総合対策の基本方針

#### 1. 生きることの包括的な支援として推進する

##### <社会全体の自殺リスクを低下させる>

世界保健機関（以下「WHO」という。）が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」とであると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっている。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題など、自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能である。また、健康問題や家庭問題等の一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治

療について社会的な支援の手を差し伸べるにより解決できる場合もある。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとする。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものである。

#### ＜生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす＞

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなる。裏を返せば、「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を同じように抱えていても、全ての人や社会の自殺リスクが同様に高まるわけではない。「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等と比較して、阻害要因が上回れば自殺リスクは高くなり、一方で、促進要因が「生きることの阻害要因」を上回れば自殺リスクは高まらない。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要がある。

## 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

#### ＜様々な分野の生きる支援との連携を強化する＞

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要である。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

例えば、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療に当たる保健・医療機関においては、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにする必要がある。また、経済・生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関など自殺予防の基礎知識を有していることが求められる。

こうした連携の取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、また、自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されている。今後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

#### ＜地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携＞

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など、地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図る。

地域共生社会の実現に向けた施策は、市町村での包括的な支援体制の整備を図ること、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的な課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策と共通する部分が多くあり、両施策を一体的に行うことが重要である。

加えて、こうした支援のあり方は生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多く、自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につながることや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めることなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要である。

#### ＜精神保健医療福祉施策との連携＞

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなげられるよう、かかりつけ医、精神科医等が、地方公共団体と連携しながら多職種で継続して支援する取組に併せて、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的かつ継続的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

また、施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関等に配置するなどの社会的な仕組みを整えていく。

#### ＜孤独・孤立対策との連携＞

令和3年12月28日に「孤独・孤立対策の重点計画」が取りまとめられ、その中で、「孤独・孤立は、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。」と自殺の問題と同様の認識が示された。孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族に対する支援を行っていくことは、自殺予防につながるものである。さらには、孤独・孤立対策は、行政と民間団体、地域資源との連携など、自殺対策とも共通する。このことから、孤独・孤立対策とも連携を図っていく必要がある。

### ＜こども家庭庁との連携＞

子どもの自殺者数が増加傾向を示しており、その自殺対策を強力に推進することが必要である。子どもの自殺対策を推進するには、関係府省や地方自治体、民間団体等との緊密な連携が不可欠である。そのような中、子どもまんなか社会の実現に向けて、常に子どもの視点に立って、子ども政策に強力かつ専一に取り組む組織として、こども家庭庁の設立が令和5年4月1日に予定されていることから、こども家庭庁とも連携を図っていく必要がある。

## 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

### ＜対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる＞

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

- 1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- 2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- 3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

### ＜事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる＞

また、前項の自殺対策に係る3つのレベルの個別の施策は、

- 1) 事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと、
- 2) 自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと、
- 3) 事後対応：自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、そして発生当初から継続的に遺族等にも支援を行うこと、の段階ごとに効果的な施策を講じる必要がある。

### ＜自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する＞

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進する。問題の整理や対処方法を身に付けることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身に付けることにもつながると考えられる。

また、SOSの出し方に関する教育と併せて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していく。

## 4. 実践と啓発を両輪として推進する

### ＜自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する＞

令和3年8月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ10人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しているなど、これらがコロナ禍での結果であることを考慮しても、自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題となっている。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う。

### ＜自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する＞

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。特に、自殺者が多い中高年男性は、心の問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題が深刻化しがちと言われている。

他方、死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多い。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく。精神疾患においては、世界メンタルヘルスデー（10月10日）での広報活動等を通じて、普及啓発を図るとともに、メンタルヘルスへの理解促進を目指す。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、遺族等支援としても、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいく。

### ＜マスメディア等の自主的な取組への期待＞

また、マスメディア等による自殺報道では、事実関係に併せて自殺の危険を示すサインやその対応方法等自殺予防に有用な情報を提供することにより大きな効果が得られる一方で、自殺手段の詳細な報道、短期集中的な報道は他の自殺を誘発する危険性があることが、自殺報道に関するガイドライン等で指摘されている。加えて、ニュースサイトやSNS、ト

レンドログ等を通じて自殺報道がより急速に拡散されることなどにより、そうした危険性が更に高まることが懸念される。

このため、自殺報道に関するガイドライン等を踏まえた報道及びその扱いについて、報道機関やニュースサイト、SNS等事業者に対して要請を行ってきた。徐々に浸透してきているが、依然として、一部の報道において、自殺報道に関するガイドライン等に沿わない報道が見受けられた。国民の知る権利や報道の自由も勘案しつつ、適切な自殺報道が行われるよう、また自殺報道がSNS等を通じて過度に拡散されることを防ぐことができるよう、政府は引き続き、自殺報道に関するガイドライン等を遵守した報道等が行われるよう要請を行うとともに、マスメディア等による自主的な取組が推進されることを期待する。

## 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要である。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを支援する。

また、そうした地域プラットフォームが相互に協力するための地域横断的なネットワークづくりを推進する。自殺総合対策における国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の果たすべき役割は以下のように考えられる。

### <国>

自殺対策を総合的に策定し、実施する責務を有する国は、各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行う。また、各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行う。

国は、指定調査研究等法人において、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進するための支援を行うなどして、国と地方公共団体が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進する責務を有する。

### <地方公共団体>

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターは、いわば管内のエリアマネージャーとして、指定調査研究等法人から分析データ等の迅速かつ的確な提供等の支援を受けつつ、管内の市町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う。また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置したりするなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

### <関係団体>

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する専門職の職能団体や大学・学術団体、自殺対策に直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、国を挙げて自殺対策に取り組むことの重要性に鑑み、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画する。

また、報道機関やニュースサイト、SNS等事業者は、自らが行う報道や報道の扱いが人々に与える影響の大きさを改めて認識し、自殺報道に関するガイドライン等の趣旨を踏まえた報道等を行うことにより、自殺対策を推進することが期待される。

### <民間団体>

地域で活動する民間団体は、自殺防止を直接目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、人権、労働、法律その他の関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、国、地方公共団体等からの支援も得ながら、積極的に自殺対策に参画する。

### <企業>

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画する。

### <国民>

国民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする。

自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組む。

## 6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組む。

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

「第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識」及び「第3 自殺総合対策の基本方針」を踏まえ、当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、基本法の改正の趣旨、8つの基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて更なる取組が求められる施策等に沿って、以下の施策を設定する。

なお、今後の調査研究の成果等により新たに必要となる施策については、逐次実施することとする。

また、以下の当面の重点施策はあくまでも国が当面、集中的に取り組まなければならない施策であって、地方公共団体においてもこれらに網羅的に取り組む必要があるということではない。地方公共団体においては、地域における自殺の実態、地域の実情に応じて必要な重点施策を優先的に推進すべきである。

#### 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

基本法により、都道府県及び市町村は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされている。あわせて、国は、地方公共団体が当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を果たすために必要な助言その他の援助を行うものとされていることを踏まえて、国は地方公共団体に対して地域自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージ等を提供するなどして、地域レベルの実践的な取組への支援を強化する。

##### (1) 地域自殺実態プロフィールの作成

国は、指定調査研究等法人において、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した自殺実態プロフィールを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定・見直しを支援する。【厚生労働省】

##### (2) 地域自殺対策の政策パッケージの作成

国は、指定調査研究等法人において、地域特性を考慮したきめ細かな対策を盛り込んだ地域自殺対策の政策パッケージを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定・見直しを支援する。【厚生労働省】

##### (3) 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援

国は、地域自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージの提供、地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定等により、地域自殺対策計画の策定・見直しを支援する。【厚生労働省】

##### (4) 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定

国は、地域自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインを策定する。【厚生労働省】

##### (5) 地域自殺対策推進センターへの支援

国は、都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターが、管内の市町村の自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行うことができるよう、指定調査研究等法人による研修等を通じて地域自殺対策推進センターを支援する。また、地域自殺対策推進センターが地域自殺対策の牽引役として自殺対策を進められるよう、地域自殺対策推進センター長の設置及び全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援を行う。【厚生労働省】

##### (6) 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

国は、地方公共団体が自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置したりするなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することを促す。【厚生労働省】

#### 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

平成28年4月、基本法の改正により、その基本理念において、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが明記されるとともに、こうした自殺対策の趣旨について国民の理解と関心を深めるため、国民の責務の規定も改正された。また、国及び地方公共団体としても、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずることが必要であることから、自殺予防週間及び自殺対策強化月間について規定されている。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気付き、思

いに寄り添い、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における国民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開する。

#### (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

基本法第7条に規定する自殺予防週間（9月10日から16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進する。あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施する。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間について、国民の約3人に2人以上が聞いたことがあるようにすることを旨とする。【厚生労働省、関係府省】

#### (2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流及び心理・福祉の専門家や自殺対策に資する取組を行う関係団体との連携などを通じた児童生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する定期的な教育を含めた社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育を更に推進するとともに、自尊感情や自己有用感が得られ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。【文部科学省】

児童生徒の自殺は、長期休業明け前後に多い傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒向けの自殺予防の取組に関する周知徹底の強化を実施したり、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進したりするなど、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文部科学省】

さらに、メディアリテラシー教育とともに、情報モラル教育を推進する。【内閣府、総務省、文部科学省、消費者庁】

#### (3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識を浸透させることや、自殺や自殺関連事象に関する誤った社会通念から脱却し国民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力（援助希求技術）を高めるため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。【厚生労働省】

また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する。【法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるが、その一方で、中には、病気などにより衝動的に自殺で亡くなる人がいることも、併せて周知する。【厚生労働省】

ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。【厚生労働省】

#### (4) うつ病等についての普及啓発の推進

ライフステージ別の抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発、心のサポーターの養成を通じたメンタルヘルスの正しい知識の普及を行うことにより、早期休息・早期相談・早期受診を促進する。【厚生労働省】

### 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺総合対策の推進に資する調査研究等を疫学的研究や科学的研究も含め多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、検証による成果等を速やかに地域自殺対策の実践に還元する。

#### (1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過を多角的に把握し、保健、医療、福祉、教育、労働等の領域における個別の対応や制度の改善を充実させるための調査や、自殺未遂者を含む自殺念慮者の地域における継続的支援に関する調査等を実施する。【厚生労働省】

指定調査研究等法人においては、自殺対策全体のPDCAサイクルの各段階の政策過程に必要な調査及び働きかけを通じて、自殺対策を実践するとともに、必要なデータや科学的エビデンスの収集のため、研究のグランドデザインに基づき「革新的自殺研究推進プログラム」を推進する。【厚生労働省】

また、地方公共団体、関係団体、民間団体等が実施する自殺の実態解明のための調査の結果等を施策に生かせるよう、情報の集約、提供等を進める。さらに、相談機関等に集約される情報も、実態解明や対策検討・実施に当たり重要なものとなることから、相談機関等の意向も十分踏まえながら、集約し、活用することを検討する。【厚生労働省】

#### (2) 調査研究及び検証による成果の活用

国、地方公共団体等における自殺対策の企画、立案に資するため、指定調査研究等法人における自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等自殺対策に関する情報の収集・整理・分析の結果を速やかに活用する。【厚生労働省】

#### (3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供

地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるよう、指定調査研究等法人における、

自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージ等の必要な情報の提供（地方公共団体の規模等、特徴別の先進事例の提供を含む。）を推進する。【厚生労働省】

#### （４）子ども・若者及び女性等の自殺等についての調査

学校において、児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案について、学校が持つ情報の整理等の基本調査を行い、自殺の背景に学校生活に関係する要素があると考えられる場合や、遺族の要望がある場合等には、学校又は学校の設置者が再発防止を検討するための第三者を主体としたより詳細な調査を行う。【文部科学省】

さらに、国においては、詳細な調査の結果を収集し、児童生徒等の自殺の特徴や傾向、背景や経緯等を分析しながら、児童生徒等の自殺を防ぐ方策の検討を行う。【文部科学省、厚生労働省】

若年層及び女性等の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者、女性及び性的マイノリティの自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査を支援する。【厚生労働省、内閣府、文部科学省】

#### （５）コロナ禍における自殺等についての調査

令和２年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、「子ども」や「若年女性」等の自殺が急増し、自殺者数の総数が 11 年ぶりに前年を上回った。背景の要因としては、社会生活の変化や、過度に繰り返したり、センセーショナルな見出しを付けたりといった自殺報道の影響、配偶者からの暴力（DV）、育児、介護疲れ、雇用問題といった自殺につながりかねない問題の深刻化等が考えられるが、引き続き、情報の収集・整理・分析を進める。【厚生労働省、内閣府、文部科学省】

#### （６）死因究明制度との連動における自殺の実態解明

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過等、自殺の実態の多角的な把握に当たっては、「死因究明等推進計画」（令和３年６月１日閣議決定）に基づく、死因究明により得られた情報の活用推進を含む死因究明等推進施策との連動性を強化する。【厚生労働省】

地域自殺対策推進センターにおける、「死因究明等推進計画」に基づき都道府県に設置される死因究明等推進地方協議会、保健所等との地域の状況に応じた連携、統計法第 33 条の規定に基づく死亡小票の精査・分析、地域の自殺の実態把握への活用を推進する。【厚生労働省】

「予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とした予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review:CDR）」については、令和２年度からモデル事業を実施しており、地方公共団体においては子どもの自殺例も検証対象としているところ、モデル事業により具体的な事例を積み上げ、課題等を踏まえて体制整備に向けた検討を進めていく。【厚生労働省】

#### （７）うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究

自殺対策を推進する上で必要なうつ病等の精神疾患の病態解明や治療法の開発を進めるとともに、うつ病等の患者が地域において継続的にケアが受けられるようなシステムの開発につながる学際的な研究を推進し、その結果について普及を図る。【厚生労働省】

#### （８）既存資料の利活用の促進

警察や消防、学校や教育委員会等が保有する自殺統計及びその関連資料を始め関係機関が保有する資料について、地域自殺対策の推進に生かせるようにするため情報を集約し、提供を推進する。【警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

国、地方公共団体等における根拠に基づく自殺対策の企画、立案に資するため、指定調査研究等法人における自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等とともに、自殺対策に資する既存の政府統計マイクロデータ、機密性の高い行政記録情報を安全に集積・整理・分析するオンサイト施設を形成し、分析結果の政策部局・地方公共団体への提供を推進するとともに、地域における自殺の実態、地域の実情に応じた取組が進められるよう、地方公共団体や地域民間団体が保有する関連データの収集とその分析結果の提供やその利活用の支援、地域における先進的な取組の全国への普及等を推進する。【総務省、厚生労働省】

#### （９）海外への情報発信の強化を通じた国際協力の推進

日本においては、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数が 3 万人台から 2 万人台に減少したところであり、こうした日本における取組について国際的に発信し、国際的な自殺対策の推進への貢献を行う。【厚生労働省】

### ４．自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に関わる人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自殺対策に関わる人材として確保、養成することが重要となっていることを踏まえて、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施する。また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約 3 人に 1 人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

### (1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

生きることの包括的な支援として自殺対策を推進するに当たっては、自殺対策や自殺のリスク要因への対応に係る人材の確保、養成及び資質の向上が重要であることから、医療、保健福祉、心理等に関する専門家等を養成する大学、専修学校、関係団体等と連携して自殺対策教育を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

### (2) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成

地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、その他のゲートキーパー等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材の養成及び配置を推進する。【厚生労働省】

自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら、地域における関係機関や専門家等と連携した課題解決などを通して相談者の自殺リスクが低下するまで伴走型の支援を担う人材の養成を推進する。【厚生労働省】

### (3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、将来専門とする分野にかかわらず、基本的な診療能力を身に付けるための医師臨床研修制度において、精神科研修を必修とし、うつ病を経験すべき疾病・病態に位置付けている。また、生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上並びに地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及を図る。

【厚生労働省】

### (4) 教職員に対する普及啓発等

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけではなく、子どもがSOSを出しやすい環境を整えることの重要性を伝え、また、大人が子どものSOSを察知し、それをどのように受け止めて適切な支援につなげるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布等により取組の支援を行う。遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】

### (5) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

国は、地方公共団体が精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題に関する相談機能を向上させるため、保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自殺対策についての資質向上のための研修を地域自殺対策推進センターと協力して実施することを支援する。【厚生労働省】

また、職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフの資質向上のための研修等を充実する。【厚生労働省】

### (6) 介護支援専門員等に対する研修

介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】

### (7) 民生委員・児童委員等への研修

住民主体の見守り活動を支援するため、民生委員・児童委員等に対する心の健康づくりや自殺対策に関する施策についての研修を実施する。【厚生労働省】

### (8) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員、福祉事務所のケースワーカー、生活困窮者自立相談支援事業における支援員に対し、地域の自殺対策やメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。【金融庁、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

### (9) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等からの意見も踏まえつつ、遺族等に寄り添った適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】

### (10) 様々な分野でのゲートキーパーの養成

弁護士、司法書士等、多重債務問題等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師、定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことから顧客の健康状態等の変化に気付く可能性のある理容師、児童生徒と日々接している教職員等、業務の性質上、ゲートキーパーとしての役割が期待される職業について、地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に資する情報提供等、関係団体に必要な支援を行うこと等を通じ、ゲートキーパー養成の取組を促進する。【厚生労働省、関係府省】

若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。【厚生労働省、文部科学省】

### (11) 自殺対策従事者への心のケアの推進

地方公共団体の業務や民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて自殺対策従事者の心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見を生かした支援方法の普及を図る。また、相談窓口が逼迫する中で、継続的に相談員が相談者に寄り添いながら適切に相談にあたることができるよう、各相談機関において、スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等の組織的なフォローができるよう支援する。【厚生労働省】

#### (12) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。【厚生労働省】

#### (13) 研修資材の開発等

国、地方公共団体等が開催する自殺対策に関する様々な人材の養成、資質の向上のための研修を支援するため、研修資材の開発を推進するとともに、指定調査研究等法人における公的機関や民間団体の研修事業を推進する。【厚生労働省】

### 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進める。

#### (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成 27 年 12 月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。あわせて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけではなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール・SNS相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修等を実施する。【厚生労働省】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応等を実施するとともに、メンタルヘルス対策等の取組に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】

さらに、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）や「健康・医療戦略」（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、法規制の執行の強化、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。

#### 【厚生労働省、経済産業省】

また、パワーハラスメント対策については、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナー等を通じて、広く国民及び労使に向けた周知・広報を行うとともに、労使の具体的な取組の促進を図る。【厚生労働省】

さらに、全ての事業所においてパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化や、その周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による指導の徹底を図る。【厚生労働省】

#### (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備

精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させるとともに、心の健康づくりにおける地域保健と産業保健及び関連する相談機関等との連携を推進する。【厚生労働省】

また、公民館等の社会教育施設の活動を充実することにより、様々な世代が交流する地域の居場所づくりを進める。【文部科学省】

さらに、心身の健康の保持・増進に配慮した公園整備など、地域住民が集い、憩うことのできる場所の整備を進める。【国土交通省】

農山漁村において高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、高齢者の生きがい発揮のための施設整備を行うなど、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進する。【農林水産省】

#### (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備

保健室やカウンセリングルーム等をより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充

実を図る。また、相談の際にプライバシーが守られる環境を整備するとともに、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生に必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る。【文部科学省】

また、学校と地域が連携して、児童生徒がSOSを出したときにそれを受け止めることのできる身近な大人を地域に増やすための取組を推進する。【文部科学省、厚生労働省】さらに、事業場としての学校の労働安全衛生対策を推進する。【文部科学省】

#### **(4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進**

大規模災害の被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、孤立防止や心のケアに加えて、生活再建等の復興関連施策を、発災直後から復興の各段階に応じて中長期にわたり講ずることが必要である。また、支援者の心のケアも必要である。そのため、東日本大震災における被災者の心の健康状態や自殺の原因の把握及び対応策の検討・実施を引き続き進めるとともに、そこで得られた知見を今後の防災対策へ反映する。【内閣府、復興庁、厚生労働省】

東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故の被災者等について、復興のステージの進展に伴う生活環境の変化や避難に伴う差別・偏見等による様々なストレス要因を軽減するため、国、地方公共団体、民間団体等が連携して、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケア、人権相談のほか、生活再建等の復興関連施策を引き続き実施する。【法務省、文部科学省、復興庁、厚生労働省】

また、心のケアについては、被災者の心のケア支援事業の充実・改善や調査研究の拡充を図るとともに、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等を通じ、支援者も含めた被災者へのきめ細かな心のケアを実施する。【復興庁、厚生労働省】

大規模災害の発災リスクが高まる中、被災地域において適切な災害保健医療活動が行えるよう、平成28年熊本地震での課題を踏まえた災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備と人材育成の強化、災害拠点精神科病院の整備を早急に進める。また、災害現場で活動するDPAT隊員等の災害支援者が惨事ストレスを受けるおそれがあるため、惨事ストレス対策を含めた支援の方策について、地方公共団体とDPATを構成する関係機関との事前の取決め等の措置を講じる。【厚生労働省】

## **6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする**

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて精神科医療につなぐ取組が進められている状況を踏まえ、これらの人々が適切な精神科医療を確実に受けられるよう精神科医療体制を充実する。また、必ずしも精神科医療につなぐだけでは対応が完結しない事例も少なくないと考えられ、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応する必要がある。そのため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

### **(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上**

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉施策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。【厚生労働省】

また、地域において、かかりつけの医師等がうつ病と診断した人や救急医療機関に搬送された自殺未遂者について、生活上の課題等の確認をする体制、退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制及び様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】

### **(2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実**

かかりつけの医師や救急医療機関等が、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者を精神科医療につなげようとする際、精神科医療機関がこれらの緊急性を踏まえて確実に対応できるよう、診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】

心理職等の精神科医療従事者に対し、精神疾患に対する適切な対処等に関する研修を実施し、精神科医をサポートできる心理職等の養成を図るとともに、うつ病の改善に効果の高い認知行動療法などの治療法を普及し、その実施によるうつ病患者の減少を図るため、主に精神科医療において専門的にうつ病患者の治療に携わる者に対し研修を実施する。【厚生労働省】

これらの心理職等のサポートを受けて精神科医が行う認知行動療法などの診療の更なる普及、均てん化を図るため、認知行動療法研修事業の充実・強化、人材育成や連携体制の構築、診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】

また、適切な薬物療法の普及や過量服薬対策を徹底するとともに、環境調整についての知識の普及を図る。【厚生労働省】

### **(3) 精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置**

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉施策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。さらに、これらの施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関等に配置するなどの取組を進める。

【厚生労働省】【一部再掲】

#### (4) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、将来専門とする分野にかかわらず、基本的な診療能力を身に付けるための医師臨床研修制度において、精神科研修を必修とし、うつ病を経験すべき疾病・病態に位置付けている。また、生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上並びに地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及を図る。

【厚生労働省】【再掲】

#### (5) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

成人とは異なる診療モデルについての検討を進め、子どもの心の問題に対応できる医療系関係専門職や子どもの心の診療に専門的に関わる医師等の養成を推進するなど子どもの心の診療体制の整備を推進する。【厚生労働省】

子どもに対して緊急入院も含めた医療に対応可能な医療機関を拡充し、またそのための人員を確保する。【厚生労働省】

児童相談所や市町村の子どもの相談に関わる機関等の機能強化を図るとともに、精神保健福祉センターや市町村の障害福祉部局等の療育に関わる関係機関との連携の強化を図る。【厚生労働省】

さらに、療育に関わる関係機関と学校及び医療機関等との連携を通して、どのような家庭環境にあっても、全ての子どもが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる環境を整備する。【厚生労働省】

#### (6) うつ等のスクリーニングの実施

保健所、市町村の保健センター等による訪問指導や住民健診、健康教育・健康相談の機会を活用することにより、地域における、うつ病の懸念がある人の把握を推進する。【厚生労働省】

特に高齢者については、閉じこもりやうつ状態になることを予防することが、介護予防の観点からも必要であり、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要である。このため、市町村が主体となって高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつ等の予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚生労働省】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつ等の予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】

#### (7) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者において、例えば、依存症においては関連法令に基づく取組、借金や家族問題等との関連性も踏まえて、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、地域の医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築、自助活動に対する支援等を行う。【厚生労働省】

また、思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や過去のいじめや被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者については、とりわけ若者の職業的自立の困難さや生活困窮などの生活状況等の環境的な要因も十分に配慮しつつ、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援するなど、要支援者の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】

#### (8) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

がん患者について、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行う。【厚生労働省】

重篤な慢性疾患に苦しむ患者等からの相談を適切に受けられることができる看護師等を養成するなど、心理的ケアが実施できる体制の整備を図る。【厚生労働省】

### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施する必要がある。そのため、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進する。

#### (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

地方公共団体による自殺対策関連の相談窓口等を掲載した啓発用のパンフレット等が、啓発の対象となる人たちのニーズに即して作成・配布されるよう支援し、併せて地域の相談窓口が住民にとって相談しやすいものになるよう体制の整備を促進する。【厚生労働省】

また、悩みを抱える人がいつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして、自殺防止のための24時間365日の無料電話相談を設置し、併せて地方公共団体による電話相談について全国共通ダイヤル（このころの健康相談統一ダイヤル）を設定し、引き続き当該電話相談を利用し供するとともに、民間団体による電話相談窓口の支援を行う。さらに多様な相談ニーズに対応するため、SNSや新たなコミュニケーションツールを活用した相談事業支援を拡充し、相談者が必要とするときに効果的な対応が可能となるよう仕組みの構築を進める。【厚生労働省】

電話、SNS等を活用した相談について、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めることにより、国民の約3人に2人以上が当該電話相談及びSNS等相談について聞いたことがあるようにすることを旨とする。

## 【厚生労働省】

さらに、支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索等の仕組みや検索連動広告及びプッシュ型の情報発信など、生きることの包括的な支援に関する情報の集約、提供を強化し、その周知を徹底する。【厚生労働省】

地域共生社会の実現に向けた施策として、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める。【厚生労働省】

### （２） 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

「多重債務問題改善プログラム」に基づき、多重債務者に対するカウンセリング体制の充実、セーフティネット貸付の充実を図る。【金融庁、消費者庁、厚生労働省】

### （３） 失業者等に対する相談窓口の充実等

失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応し、さらに地方公共団体等との緊密な連携を通して失業者への包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

また、「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】

### （４） 経営者に対する相談事業の実施等

商工会・商工会議所等と連携し、経営の危機に直面した個人事業主や中小企業の経営者等を対象とした相談事業、中小企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する。【経済産業省】

また、全都道府県に設置している中小企業活性化協議会において、財務上の問題を抱える中小企業者に対し、窓口における相談対応や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援など、事業再生に向けた支援を行う。【経済産業省】

さらに、融資の際に経営者以外の第三者の個人保証を原則求めないことを金融機関に対して引き続き徹底するよう求めていくとともに、経営者の個人保証によらない融資をより一層促進するため「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及に努める。【金融庁、経済産業省】

### （５） 法的問題解決のための情報提供の充実

日本弁護士連合会・弁護士会と連携しつつ、日本司法支援センター（法テラス）の法的問題解決のための情報提供の充実及び国民への周知を図る。【法務省】

また、司法書士会と連携し、司法書士会のホームページ等を通じて、相談事業の国民への周知を図る。【法務省】

### （６） 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等

自殺の多発場所における安全確保の徹底や支援情報等の掲示、鉄道駅におけるホームドア・ホーム柵の整備の促進等を図る。【厚生労働省、国土交通省】

また、危険な薬品等の譲渡規制を遵守するよう周知の徹底を図るとともに、従来から行っている自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施する。【警察庁、厚生労働省】

### （７） ICTを活用した自殺対策の強化

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索等の仕組みや検索連動広告及びプッシュ型の情報発信など、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識を浸透させることや、自殺や自殺関連事象に関する誤った社会通念から脱却し国民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力（援助希求技術）を高めるため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声掛け活動だけではなく、ICT（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】

### （８） インターネット上の自殺関連情報対策の推進

SNSによる集団自殺の呼び掛け等、インターネット上の自殺の誘引・勧誘等に係る情報については、警察とインターネット・ホットラインセンターが通報を受け、また、警察とサイバーパトロールセンターがサイバーパトロールを行うなどして把握に努め、警察とインターネット・ホットラインセンターが、プロバイダ等と連携してサイト管理者等に削除を依頼するなど、自殺防止のための必要な措置を講じる。【警察庁】

また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応として、青少年へのフィルタリングの普及等の対策を推進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年がインターネットを利用して有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするためにフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。【内閣府、文部科学省、経済産業省、総務省】

### **(9) インターネット上の自殺予告事案及び誹謗中傷への対応等**

インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施する。【警察庁】

また、インターネットにおける自殺予告サイトへの書き込み等の違法・有害情報について、フィルタリングソフトの普及、プロバイダにおける自主的措置への支援等を実施する。【総務省、経済産業省】

加えて、電子掲示板への特定個人を誹謗中傷する書き込み等の違法・有害情報について、プロバイダにおける自主的措置への支援、速やかな書き込みの削除の支援及び人権相談等を実施する。【総務省、法務省】

侮辱罪の法定刑の引上げ（令和4年7月7日施行）の趣旨・内容を踏まえ、検察当局においては、誹謗中傷の事案についても、法と証拠に基づき、事案の内容等に応じて、処罰すべき悪質な行為については厳正な処分を行い、適切に対処を行う。【法務省】

### **(10) 介護者への支援の充実**

高齢者や日常生活に支障を来す状態の者への介護者負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上などに関し、必要な支援の実施に努める。【厚生労働省】

### **(11) ひきこもりの方への支援の充実**

保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり支援を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】

### **(12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実**

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得る。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。【厚生労働省】また、児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」について、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、積極的な広報・啓発を実施する。【厚生労働省】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業及びSNS相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、オンラインでの取組も含めた居場所づくりの充実を推進する。【厚生労働省】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】

性犯罪・性暴力の被害者において、PTSD等精神疾患の有病率が高い背景として、PTSD対策における医療と保健との連携の不十分さが指摘されている。このため性犯罪・性暴力の被害者支援を適切に行う観点から、性犯罪・性暴力の被害者や犯罪被害者支援に特化したPTSD研修を継続していく。【厚生労働省】

### **(13) 生活困窮者への支援の充実**

複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行う。また、地域の現場でそうした連携が進むよう、連携の具体的な実践例の周知や自殺対策の相談窓口を訪れた生活困窮者を必要な施策につなげるための方策を検討するなど、政策的な連携の枠組みを推進する。【厚生労働省】

さらに、関係機関の相談員を対象に、ケース検討を含む合同の研修を行い、生活困窮者自立支援制度における関係機関の連携促進に配慮した共通の相談票を活用するなどして、自殺対策と生活困窮者自立支援制度の連動性を高めるための仕組みを構築する。【厚生労働省】

### **(14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等**

子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭を支援するため、地方公共団体のひとり親家庭の相談窓口、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じるとともに、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

### **(15) 性的マイノリティへの支援の充実**

法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じる。人権相談等で、性的マイノリティ等に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。【法務省】

性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあり、大学等において、本人の同意なく、その人の性的指向・性自認に関する情報を第三者に暴露すること（アウトティング）も問題になっていることから、性的マイノリティに関する正しい理解を広く関係者に促進するとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促す。【文部科学省】

性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につながる寄り添い支援を行う。【厚生労働省】

性的指向・性自認に関する侮辱的な言動や、労働者の了解を得ずに性的指向・性自認などの機微な個人情報を他の労働者に暴露することが職場におけるパワーハラスメントに該当し得ること、職場におけるセクシュアルハラスメントは相手の性的指向・性自認にかかわらず該当し得ること等について、引き続きパンフレット等を活用して周知を行う。その他、公正な採用選考についての事業主向けパンフレットに「性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し周知する。【厚生労働省】

#### **(16) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化**

国や地方公共団体、民間団体による相談事業において、障害の特性等により電話や対面による相談が困難な場合であっても、可能な限り相談ができるよう、FAX、メール、SNS等の多様な意思疎通の手段の確保を図る。【厚生労働省】

地方公共団体による取組を支援するなど、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。

【文部科学省】

性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声掛け活動だけではなく、ICT（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。

【厚生労働省】【再掲】

#### **(17) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知**

地域における多様な支え手による生きることの包括的な支援を円滑に行えるようにするため、相談者本人の意思を尊重しつつ、有機的な連携のため必要な相談者に係る情報を共有することができるよう、関係機関の連携に必要な情報共有の仕組みに係る取組事例を収集し、地方公共団体等に周知する。【厚生労働省】

また、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者への支援に関して、生活困窮者自立支援制度における支援会議の活用など、個人情報の適正な取扱いに関する体制の整備を推進する。【厚生労働省】

#### **(18) 自殺対策に資する居場所づくりの推進**

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性、性的マイノリティの方等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、オンラインでの取組も含めて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす個別的な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】

#### **(19) 報道機関に対するWHOの手引き等の周知等**

報道機関に適切な自殺報道を呼び掛けるため、WHOの自殺予防の手引きのうち「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識（WHO作成）」及び「自殺対策を推進するために映画制作者と舞台・映像関係者に知ってもらいたい基礎知識（WHO作成）」を報道各社に周知し、それらを遵守するよう要請する。また、国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等の活用を呼び掛ける。【厚生労働省】

マスメディアにおける自主的な取組に資するよう、自殺報道の影響や諸外国の取組等に関する調査研究を行うとともに、ウェルテル効果（報道が自殺者を増加させる効果）を防ぐための取組や、パパゲーノ効果（報道が自殺を抑止する効果）を高めるための取組や報道における扱いについて、報道関係者やニュースサイト及びSNS等事業者と協力して理解を深めていくための取組を推進する。【厚生労働省】

#### **(20) 自殺対策に関する国際協力の推進**

海外の様々な知見等を我が国の自殺対策に活用すべく、海外の自殺対策関係団体等との交流を推進する。【厚生労働省】

日本においては、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数が3万人台から2万人台に減少したところであり、こうした日本における取組について国際的に発信し、国際的な自殺対策の推進への貢献を行う。【厚生労働省】

【再掲】

### **8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ**

救急医療機関に搬送された自殺未遂者への複合的ケースマネジメントの効果検証、医療機関と地方公共団体の連携による自殺未遂者支援の取組検証など、各地で展開された様々な試行的取組の成果の蓄積等を踏まえて、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化する。また、自殺未遂者を支える家族や支援者等への支援を充実する。

### (1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

自殺未遂者の再企図を防ぐためには、救急医療機関に搬送された自殺未遂者に退院後も含めて精神科又は心療内科につながるなど、継続的に適切に介入するほか、対応困難例の事例検討や地域の医療従事者への研修等を通じて、地域の自殺未遂者支援の対応力を高める拠点となる医療機関が必要であり、これらの取組に対する支援を強化するとともに、モデル的取組の横展開を図る。【厚生労働省】

かかりつけの医師や救急医療機関等が、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者を精神科医療につなげようとする際、精神科医療機関がこれらの緊急性を踏まえて確実に対応できるよう、診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】【再掲】

### (2) 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実

精神科救急医療体制の充実を図るとともに、救命救急センター等に精神保健福祉士等の精神保健医療従事者等を配置するなどして、治療を受けた自殺未遂者の精神科医療ケアの必要性を評価し、必要に応じて精神科医による診療や精神保健医療従事者によるケアが受けられる救急医療体制の整備を図る。【厚生労働省】

また、自殺未遂者に対する的確な支援を行うため、自殺未遂者の治療とケアに関するガイドラインについて、救急医療関係者等への研修等を通じて普及を図る。【厚生労働省】

### (3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉施策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築を促進する。医療機関と地方公共団体が自殺未遂者への支援を連携して行うことにより、切れ目のない継続的かつ包括的な自殺未遂者支援を推進する。また、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者への支援に関して、生活困窮者自立支援制度における支援会議の活用など、個人情報適正な取扱いに関する体制の整備を推進する。さらに、この連携を促進するため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関等に配置するなどの取組を進める。【厚生労働省】【一部再掲】

また、地域において、かかりつけの医師等がうつ病と診断した人や救急医療機関に搬送された自殺未遂者について、生活上の課題等の確認をする体制、退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制及び様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】【再掲】

自殺未遂者は、再度の自殺を図る可能性が高いこと、また、自殺対策を講じる上で、その原因の究明や把握が必要であることから、自殺未遂者から得られた実態を分析し、有効な自殺対策につなげるため、匿名でデータベース化する取組を進めていく。【厚生労働省】

### (4) 居場所づくりとの連動による支援

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性、性的マイノリティの方等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、オンラインでの取組も含めて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】【再掲】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす個別的な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】【再掲】

### (5) 家族等の身近な支援者に対する支援

自殺の原因となる社会的要因に関する各種相談機関とのネットワークを構築することにより精神保健福祉センターや保健所の保健師等による自殺未遂者に対する相談体制を充実するとともに、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークを構築するなど継続的なケアができる体制の整備を一層進めることなどにより、退院後の家族や知人等の身近な支援者による見守りへの支援を充実する。【厚生労働省】

また、諸外国の実証研究において、家族等の支援を受けた自殺未遂者本人の自殺関連行動や抑うつ感、自殺未遂者の家族自身の抑うつや自殺念慮が改善したとの報告があることを踏まえ、自殺未遂者の日常的な支援者としての家族や知人等、自殺未遂者のことで悩んでいる家族や知人等の支えになりたいと考える者を対象とした研修を開催するとともに、身近な人を支えるための傾聴スキルを学べる動画等を作成して一般に公開し、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉えて啓発を行う。【厚生労働省】

### (6) 学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自傷行為や自殺未遂を把握した場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺未遂後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等により、適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

また、学校においては、自殺未遂に至った事例について関係者による再発防止に向けた検討の実施を促す。【文部科学省】

## 9. 遺された人への支援を充実する

基本法では、その目的規定において、自殺対策の総合的推進により、自殺の防止を図ることとともに、自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられている。自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、支援を充実する。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援する。

### (1) 遺族の自助グループ等の運営支援

地域における遺族の自助グループ等の運営、相談機関の遺族等への周知を支援するとともに、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺族等への相談体制を充実する。【厚生労働省】

### (2) 学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自殺があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等を行い、遺族の声を聞く機会を設ける等により遺族等の意向を丁寧に確認しつつ、遺族等に寄り添った適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

### (3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

遺族等が全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、指定調査研究等法人を中心に取り組む。また、遺族等が総合的な支援ニーズを持つ可能性があることを踏まえ、必要に応じて役立つ情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、自助グループ等の活動情報、民間団体及び地方公共団体の相談窓口その他必要な情報を掲載したパンフレットの作成と、遺族等と接する機会の多い関係機関等での配布を徹底するなど、自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供を推進する。【厚生労働省】

遺族等が必要とする遺族の自助グループ等の情報や行政上の諸手続及び法的問題への留意事項等を取りまとめ「生きることの包括的な支援」として作成された「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引き」（平成 30 年 11 月）の活用を推進するとともに、必要な見直しや情報の整理及び提供を行う。【厚生労働省】

### (4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等からの意見も踏まえつつ、遺族等に寄り添った適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】【再掲】

### (5) 遺児等への支援

地域における遺児等の支援活動の運営、遺児等やその保護者への相談機関の周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会の多い学校の教職員を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺児等に関する相談体制を充実する。【文部科学省、厚生労働省】

遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【文部科学省】【再掲】

また、遺児の中には、ケアを要する家族がいる場合、自身がヤングケアラーとならざるを得ない可能性があるが、そうした場合に心理的なサポートに加えて看護や介護等を含めた支援を受けられるよう、適切な情報の周知や支援を強化する。【厚生労働省】

## 10. 民間団体との連携を強化する

国及び地域の自殺対策において、民間団体は非常に重要な役割を担っている。しかし、多くの民間団体が、組織運営や人材育成、資金確保等の面で課題を抱えている。そうした現状を踏まえ、平成 28 年 4 月、基本法の改正により、国及び地方公共団体は、民間団体の活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。とされた。

### (1) 民間団体の人材育成に対する支援

民間団体における相談の担い手や他機関連携を促すコーディネーターの養成を支援する。【厚生労働省】  
活動分野ごとのゲートキーパー養成のための研修資材の開発や研修資材の開発支援、研修受講の支援等により、民間団体における人材養成を支援する。【厚生労働省】

### (2) 地域における連携体制の確立

地域において、自殺対策を行っている公的機関、民間団体等の実践的な連携体制の確立を促すとともに、連携体制が円滑に機能するよう優良事例に関する情報提供等の支援を行う。【厚生労働省】

消費者トラブルの解消とともに自殺等の兆候の事前察知や関係機関の連携強化等にも寄与するため、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者、消費者被害経験者等）の消費者被害の防止のための見守りネットワークの構築を支援する。【消費者庁】

### (3) 民間団体の相談事業に対する支援

民間団体による自殺対策を目的とした相談事業に対する支援を引き続き実施する。【厚生労働省】  
また、相談員の人材育成等に必要な情報提供を行うなどの支援を引き続き実施する。【厚生労働省】  
民間団体による電話相談窓口の支援を行うとともに、多様な相談ニーズに対応するため、SNS や新たなコミュニケーションツールを活用した相談事業支援を拡充し、相談者が必要とするときに効果的な対応が可能となるよう仕組みの構築を進める。【厚生労働省】【再掲】

### (4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

国及び地域における取組を推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策や調査等を支援する。【厚生労働省】

また、民間団体が先駆的・試行的な自殺対策に取り組みやすくなるよう、必要な情報提供等の支援を行う。【厚生労働省】自殺多発地域における民間団体を支援する。【厚生労働省】

## 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

我が国の自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増えており、令和3年には小中高生の自殺者数が過去2番目の水準となった。また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっている。さらに、基本法に学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれていることなどから、特に若者の自殺対策を更に推進する。

支援を必要とする若者が漏れないよう、その範囲を広くとることは重要であるが、ライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）ごとに置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施することが必要である。

### （1）いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文科科学省】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル（24時間子供SOSダイヤル）によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援するなど、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文科科学省】【一部再掲】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】

いじめが人に与える影響の大きさへの理解を促すため、いじめを受けた経験のある人やいじめを苦しめ自殺で亡くなった子を持つ遺族等の体験談等を、学校において、子どもや教育関係者が聴く機会を設けるよう努める。【文科科学省】

### （2）学生・生徒等への支援の充実

児童生徒の自殺は、長期休業明け前後に多い傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒向けの自殺予防の取組に関する周知徹底の強化を実施したり、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進したりするなど、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文科科学省】【再掲】

保健室やカウンセリングルーム等をより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、相談の際にプライバシーが守られる環境を整備するとともに、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生に必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る。【文科科学省】【再掲】

児童生徒の精神不調等の早期発見や、児童生徒の自殺の実態解明について、ITツールの活用を通じた取組を検討する。【文科科学省】

自殺リスクが高い子どもがいる場合、迅速かつ適切に対応できるよう、子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者、児童相談所、福祉施設、医療機関、警察等の関係機関及び地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みの設置や運営に関する支援を行うとともに、自殺リスクが高い子どもへの緊急対応について教職員等が専門家や関係機関へ迅速な相談を行えるような体制を構築する。【厚生労働省、文科科学省】

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文科科学省】【再掲】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル（24時間子供SOSダイヤル）によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援するなど、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文科科学省】【再掲】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】【再掲】

不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所の確保を含めた早期からの支援につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図る。【文科科学省】

高校中途退学者及び進路未決定卒業者について、中途退学、卒業後の状況等に関する実態の把握及び共有に努め、ハローワーク、地域若者サポートステーション、学校等の関係機関が連携協力し、効果的な支援を行う。【文科科学省、厚生労働省】

### （3）SOSの出し方に関する教育等の推進

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流及び心理・福祉の専門家や自殺対策に資する取組を行う関係

団体との連携などを通じた児童生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する定期的な教育を含めた社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育を更に推進するとともに、自尊感情や自己有用感が得られ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。【文部科学省】【再掲】

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけでなく、子どもがSOSを出しやすい環境を整えることの重要性を伝え、また、大人が子どものSOSを察知し、それをどのように受け止めて適切な支援につなげるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布等により取組の支援を行う。遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】【再掲】

#### (4) 子どもへの支援の充実

貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施される施策と自殺対策との連携を深める。【内閣府、厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援や居場所づくりに加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う学習・生活支援事業を実施するとともに、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるひとり親家庭の子どもを対象に、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得や学習支援等を行う居場所づくりを推進する。【厚生労働省】

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与える。児童虐待の発生子防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

#### (5) 若者への支援の充実

「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】【再掲】

保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり支援を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】【再掲】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】【再掲】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業及びSNS相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、オンラインでの取組も含めた居場所づくりの充実を推進する。【厚生労働省】【再掲】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者について、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援するなど、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】【一部再掲】

#### (6) 若者の特性に応じた支援の充実

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声掛け活動だけではなく、ICT（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。

【厚生労働省】【再掲】

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索等の仕組みや検索連動広告及びプッシュ型の情報発信など、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

若年層の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者の自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査を支援する。

【厚生労働省】【再掲】

#### (7) 知人等への支援

若者は、支援機関の相談窓口ではなく、個人的なつながりで、友人等の身近な者に相談する傾向があると言われている。また、悩みを打ち明けられ、相談を受けた身近な者が、対応に苦慮して自らも追い詰められていたり、希死念慮を抱えていたりする可能性がある。そのため、民間団体の活動に従事する人や、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見を生かした支援方法の普及を図る。【厚生労働省】【一部

再掲】

### （８）子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

令和５年４月１日に設立が予定されているこども家庭庁と連携し、喫緊の課題として子ども・若者の自殺対策を更に強化するため、子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備を検討する。【厚生労働省、文部科学省】

## 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

### （１）長時間労働の是正

長時間労働の是正については、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法において、事業場で使用者と過半数労働組合等が労働基準法第 36 条第 1 項に基づく労使協定を結ぶ場合に、法定労働時間を超えて労働者に行わせることが可能な時間外労働の限度を、原則として月 45 時間かつ年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできないこととすること等を内容とする罰則付きの時間外労働の上限規制等を導入した。【厚生労働省】

また、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするため、労働基準法に根拠規定を設け、新たに、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」（平成 30 年厚生労働省告示第 323 号）を定めた。【厚生労働省】

これらを踏まえ、いわゆる過労死・過労自殺を防止するため、過重労働による健康障害の防止に向け、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底など労働基準監督署による監督指導を引き続き徹底していくとともに、これらの制度が円滑に施行されるよう、働き方改革推進支援センターや都道府県労働局等において、相談・支援を行う。【厚生労働省】

また、働く者が生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るため、勤務間インターバル制度の導入促進を図る。【厚生労働省】

加えて、労働時間の適正な把握を徹底するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を行う。【厚生労働省】

コロナ禍で進んだテレワークの適切な運用を含め、職場のメンタルヘルス対策を更に推進する。【厚生労働省】

さらに、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

昨今増加している副業・兼業を行う方については、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知を行う。【厚生労働省】

### （２）職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成 27 年 12 月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。あわせて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけではなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール・SNS 相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修等を実施する。【厚生労働省】【再掲】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応等を実施するとともに、メンタルヘルス対策等の取組に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】

【再掲】

また、「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、法規制の執行の強化、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。【経済産業省、厚生労働省】【再掲】

### （３）ハラスメント防止対策

パワーハラスメント対策については、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナー等を通じて、広く国民及び労使に向けた周知・広報を行うとともに、労使の具体的な取組の促進を図る。【厚生労働省】【再掲】

さらに、全ての事業所においてパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化や、その周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による指導の徹底を図る。【厚生労働省】【再掲】

### 13. 女性の自殺対策を更に推進する

我が国の自殺死亡率は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、女性の自殺者数は令和2年に2年ぶりに増加し、令和3年も更に前年を上回った。女性の自殺対策は、妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ、講じていく必要がある。

#### (1) 妊産婦への支援の充実

予期せぬ妊娠などにより身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、相談支援等を受けられるようにする支援等を含め、性と健康の相談センター事業等により、妊娠初期の方や予期せぬ妊娠をした方等の支援を推進する。【厚生労働省】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し、特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を進める。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつ等の予防を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚生労働省】【再掲】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつ等の予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】【再掲】

産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。【厚生労働省】

#### (2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

やむを得ず職を失った方への支援として、ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援や、マザーズハローワーク事業として、子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援を実施する。【厚生労働省】

コロナ禍において女性の雇用問題が深刻化し、各種支援策が十分に届いていない状況があるとの指摘を踏まえ、コロナ禍に限らず日頃から、政府が実施している雇用に関する支援策の効果的なPR方法等も含めて、困難な問題を抱える方々に必要な支援が十分に行き渡るように取組を推進する。【厚生労働省】

配偶者等からの暴力の相談件数が高水準で推移していることも踏まえ、多様なニーズに対応できる相談体制の整備を進めるなど、被害者支援の更なる充実を図る。【内閣府】

また、新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性を始め様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援する。【内閣府】

#### (3) 困難な問題を抱える女性への支援

性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

なお、令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることも踏まえ、今後策定する「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に基づき、必要な取組を推進する。【厚生労働省】

## 第5 自殺対策の数値目標

平成28年4月、基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるとされた。したがって、最終的に目指すべきはそうした社会の実現であるが、前大綱において、当面の目標として、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡者を平成27年と比べて30%以上減少させることとされた。本大綱においても、引き続き、同様の数値目標を設定することとする。

なお、できるだけ早期に目標を達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、大綱の見直し期間にかかわらず、そのあり方も含めて数値目標を見直すものとする。

注) 先進諸国の自殺死亡率は、WHO Mortality Database および各国の国勢調査によると、米国14.9(2019)、フランス13.1(2016)、カナダ11.3(2016)、ドイツ11.1(2020)、英国8.4(2019)、イタリア6.5(2017)となっており、日本においては16.4(2020)である。

平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計(平成29年推計)によると、令和7年には約1億2300万人になると見込まれており、目標を達成するためには自殺者数は約1万6000人以下となる必要がある。

## 第6 推進体制等

### 1. 国における推進体制

大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺総合対策会議を中心に、必要に応じて一部の構成員による会合を機動的に開催するなどして、厚生労働大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

さらに、同会議の事務局が置かれている厚生労働省において、関係府省が行う対策を支援、促進するとともに、地域自殺対策計画策定ガイドラインの改訂版を作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定及び見直しを支援し、国を挙げて総合的な自殺対策を実施していく。特異事案の発生時等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。

また、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するための仕組みを設ける。

さらに、保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者、犯罪被害者等支援、地域共生社会、生活困窮者支援その他の関連施策など関連する分野とも緊密に連携しつつ、施策を推進する。

また、指定調査研究等法人は、関係者が連携して自殺対策のP D C Aサイクルに取り組むための拠点として、精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な視点から、国がP D C Aサイクルを回すためのエビデンスに基づく政策支援を行い、併せて地域レベルの取組を支援する視点から、民間団体を含む基礎自治体レベルの取組の実務的・実践的支援の強化及び地域が実情に応じて取り組むための情報提供や仕組みづくり（人材育成等）を行う。

## 2. 地域における計画的な自殺対策の推進

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要である。

このため、国は地域自殺対策計画策定ガイドライン、自殺実態プロフィールや政策パッケージを作成・提供するとともに、都道府県や政令指定都市において、地域自殺対策推進センターにより管内の市町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等が行われるよう支援する。また、都道府県及び政令指定市において、様々な分野の関係機関・団体によって構成される自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置と同協議会等による地域自殺対策計画の策定・見直し等が推進されるよう、積極的に働きかけるとともに、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、市町村においても自殺対策の専任部署の設置や、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員の配置がなされるよう、積極的に働きかける。さらに、複数の地方公共団体による連携の取組についても、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、これらの地域における取組への民間団体等の参画が一層進むよう、地方公共団体に働きかける。

## 3. 施策の評価及び管理

自殺総合対策会議により、本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める。

このため、厚生労働大臣の下に、中立・公正の立場から本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するための仕組みを設けるとともに、I C Tの活用により効果的に自殺対策を推進する。

## 4. 大綱の見直し

本大綱については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う。

## 第2期 標津町自殺対策計画

【編集】 標津町保健福祉センター  
〒086-1631 標津郡標津町北1条西5丁目6番1-2号  
電話：0153-82-1515 FAX：0153-82-1530  
E-mail：[himawari@town.shibetsu.lg.jp](mailto:himawari@town.shibetsu.lg.jp)

【発行】 令和6年3月